

# 目 次

はじめに.....	1
監視委員会の活動状況	
第1章 組 織.....	11
第1 監視委員会.....	11
第2 地方の事務処理組織.....	12
第2章 犯則事件の調査・告発.....	14
第1 概説.....	14
第2 犯則事件の調査・告発実績.....	15
第3章 検 査.....	27
第1 概説.....	27
第2 検査基本方針及び検査基本計画.....	29
第3 金融庁長官の行う証券会社等検査との連携.....	41
第4 検査実績.....	41
第5 証券会社に対する検査結果の概要.....	45
第6 登録金融機関に対する検査結果の概要.....	53
第7 金融先物取引業者等に対する検査結果の概要.....	53
第8 自主規制機関に対する検査結果の概要.....	53
第4章 勧 告.....	56
第1 概説.....	56

第 2 章	勧告の実施状況及び勧告に基づいて執られた措置.....	57
第 5 章	建 議.....	72
第 1 章	概説.....	72
第 2 章	建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置.....	72
第 6 章	取引審査.....	78
第 1 章	概説.....	78
第 2 章	取引審査実績.....	81
第 7 章	一般からの情報の受付.....	85
第 1 章	概説.....	85
第 2 章	情報の受付状況.....	86
第 8 章	監視活動・機能強化への取組み等.....	90
第 1 章	市場監視体制の充実・強化.....	90
第 2 章	本人確認法による新たな権限.....	92
第 3 章	関係当局との連携.....	94
第 4 章	インターネット取引等への取組み.....	98
第 5 章	ディスクロージャー違反への取組み.....	101
関係機関の活動状況		
第 9 章	自主規制機関の行う公正確保業務.....	105
第 1 章	自主規制機関の役割.....	105
第 2 章	日本証券業協会の活動状況.....	105
第 3 章	証券取引所の活動状況.....	109
第 4 章	金融先物取引業協会の活動状況.....	112

第5 東京金融先物取引所の活動状況.....	112
おわりに（個人投資家の皆様へ）.....	114
【附属資料編】.....	119
1 監視委員会の組織・事務概要.....	123
1 - 1 組織及び事務概要	
1 - 2 証券取引等の監視体制の概念図	
1 - 3 内閣総理大臣、金融庁長官、監視委員会、財務局長等の 関係の概念図	
1 - 4 機構図	
1 - 5 組織・事務に係る法令の概要	
1 - 6 監視委員会と自主規制機関との関係の概念図	
2 監視委員会の活動実績.....	152
2 - 1 告発実施状況	
2 - 2 検査実施状況	
2 - 3 勧告実施状況	
2 - 4 建議実施状況	
2 - 5 取引審査実施状況	
3 自主規制機関の組織・事務概要及び活動実績.....	227
3 - 1 日本証券業協会の組織及び業務	
3 - 2 日本証券業協会の活動状況	
3 - 3 日本証券業協会機構図	
3 - 4 証券取引所の組織及び業務	
3 - 5 証券取引所の活動状況	
3 - 6 東京証券取引所機構図	
3 - 7 大阪証券取引所機構図	

- 3 - 8 金融先物取引業協会の組織及び業務
- 3 - 9 金融先物取引業協会の活動状況
- 3 - 10 金融先物取引業協会機構図
- 3 - 11 東京金融先物取引所の組織及び業務
- 3 - 12 東京金融先物取引所の活動状況
- 3 - 13 東京金融先物取引所機構図

# 附属資料

## 凡 例

証 取 法	証券取引法（昭和23年法律第25号）
外 証 法	外国証券業者に関する法律（昭和46年法律第5号）
金 先 法	金融先物取引法（昭和63年法律第77号）
本 人 確 認 法	金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成14年法律第32号）
設 置 法	金融庁設置法（平成10年法律第130号。平成11年法律第102号により「金融再生委員会設置法」を改題）
証 取 法 施 行 令	証券取引法施行令（昭和40年政令第321号）
外 証 法 施 行 令	外国証券業者に関する法律施行令（昭和46年政令第267号）
金 先 法 施 行 令	金融先物取引法施行令（平成元年政令第53号）
行 為 規 制 府 令	証券会社の行為規制等に関する府令（昭和40年大蔵省令第60号。平成10年総理府令・大蔵省令第33号により「証券会社の健全性の準則等に関する省令」を改題）
外 証 法 府 令	外国証券業者に関する府令（平成10年総理府令・大蔵省令第37号）

## 附属資料

1	監視委員会の組織・事務概要	
1 - 1	組織及び事務概要.....	123
1 - 2	証券取引等の監視体制の概念図.....	127
1 - 3	内閣総理大臣、金融庁長官、監視委員会、財務局長等 の關係の概念図.....	128
1 - 4	機構図.....	129
1 - 5	組織・事務に係る法令の概要.....	131
1 - 6	監視委員会と自主規制機関との關係の概念図.....	151
2	監視委員会の活動実績	
2 - 1	告発実施状況.....	152
2 - 2	検査実施状況.....	165
2 - 3	勧告実施状況.....	174
2 - 4	建議実施状況.....	218
2 - 5	取引審査実施状況.....	226
3	自主規制機関の組織・事務概要及び活動実績	
3 - 1	日本証券業協会の組織及び業務.....	227
3 - 2	日本証券業協会の活動状況.....	229
3 - 3	日本証券業協会機構図.....	231
3 - 4	証券取引所の組織及び業務.....	232
3 - 5	証券取引所の活動状況.....	234
3 - 6	東京証券取引所機構図.....	236

3 - 7	大阪証券取引所機構図.....	237
3 - 8	金融先物取引業協会の組織及び業務.....	238
3 - 9	金融先物取引業協会の活動状況.....	239
3 - 10	金融先物取引業協会機構図.....	240
3 - 11	東京金融先物取引所の組織及び業務.....	241
3 - 12	東京金融先物取引所の活動状況.....	242
3 - 13	東京金融先物取引所機構図.....	243

# 1 監視委員会の組織・事務概要

## 1 - 1 組織及び事務概要

### (1) 監視委員会設置の経緯

平成3年夏の一連のいわゆる証券・金融不祥事を契機に、証券・金融行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という。）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年9月に「証券・金融の不正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、さらに各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4年2月、証券取引等監視委員会の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律（以下「公正確保法」という。）案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、6月5日に法律第73号として公布、7月20日に施行され、同日、監視委員会が発足した。

## (2) 金融庁（金融監督庁・金融再生委員会）への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年6月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、監視委員会の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、監視委員会は、従前の体制のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、わが国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁及び監視委員会は金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年7月1日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、監視委員会は、従前の体制のまま金融庁に移管された。

なお、平成13年1月6日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、監視委員会は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、現在に至っている。

## (3) 事務概要

### 監視のための3つの事務

監視委員会が行う監視事務は、犯則事件の調査、検査及び取引審査の3つに分かれる。

#### イ 犯則事件の調査

証取法、外証法、金先法又は本人確認法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、捜

索及び差押えといった強制調査を行うことができる（証取法第210条）。

証取法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、本人確認法では、証券会社等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住居等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

#### ロ 検査

証取法、外証法又は金先法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限（証取法第194条の6）に基づき、証券取引等の公正の確保に係るルールの遵守状況を監視するため、証券会社、登録金融機関、証券業協会、証券取引所、金融先物取引業者等に対して臨店等により検査を行う。

また、本人確認法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限（本人確認法第13条第4項）に基づき、証券会社等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況を点検するため、証券会社、登録金融機関、金融先物取引業者等に対して臨店等により検査を行う。

#### ハ 取引審査

証取法、外証法又は金先法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限（証取法第194条の6）に基づいて、証券会社、登録金融機関、証券業協会、証券取引所、金融先物取引業者等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、

日常的な市場監視を行う。

#### 勧告及び建議の権限

監視委員会には、金融庁設置法に基づき、金融庁長官等に対し、証券取引等の公正を確保するために、行政処分その他の措置について勧告する権限及び必要な施策について建議する権限等が与えられている。

#### イ 勧告

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引等の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

#### ロ 建議

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引等の公正を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

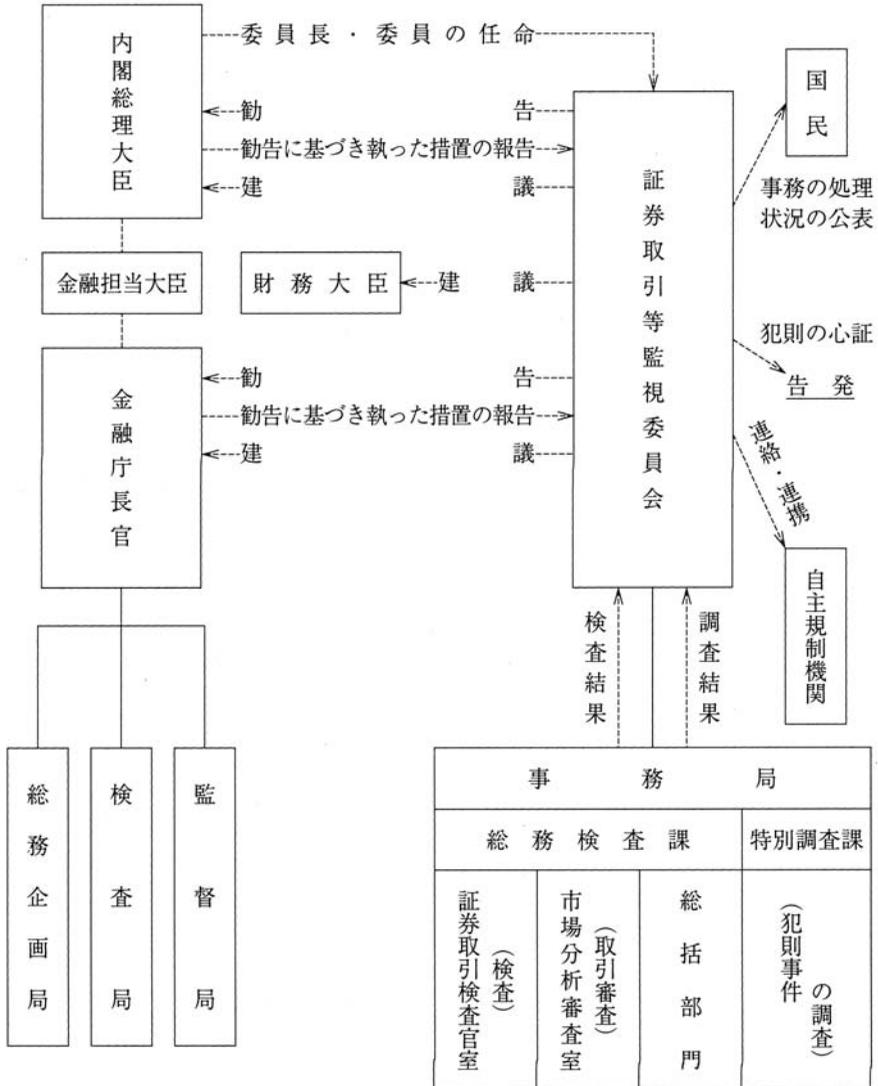
#### 告発

監視委員会は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、告発を行う。

#### 事務の処理状況の公表

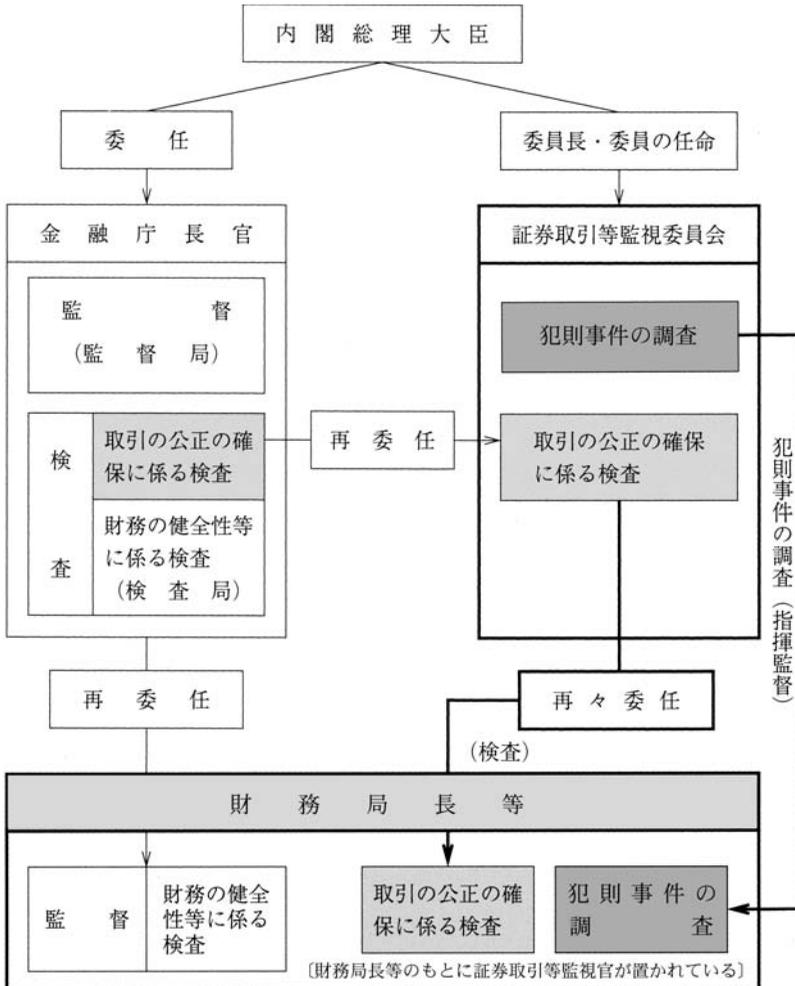
監視委員会は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

## 1 - 2 証券取引等の監視体制の概念図



(注) 勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる(設置法第20条、第21条)

### 1 - 3 内閣総理大臣、金融庁長官、監視委員会及び財務局長等の関係の概念図

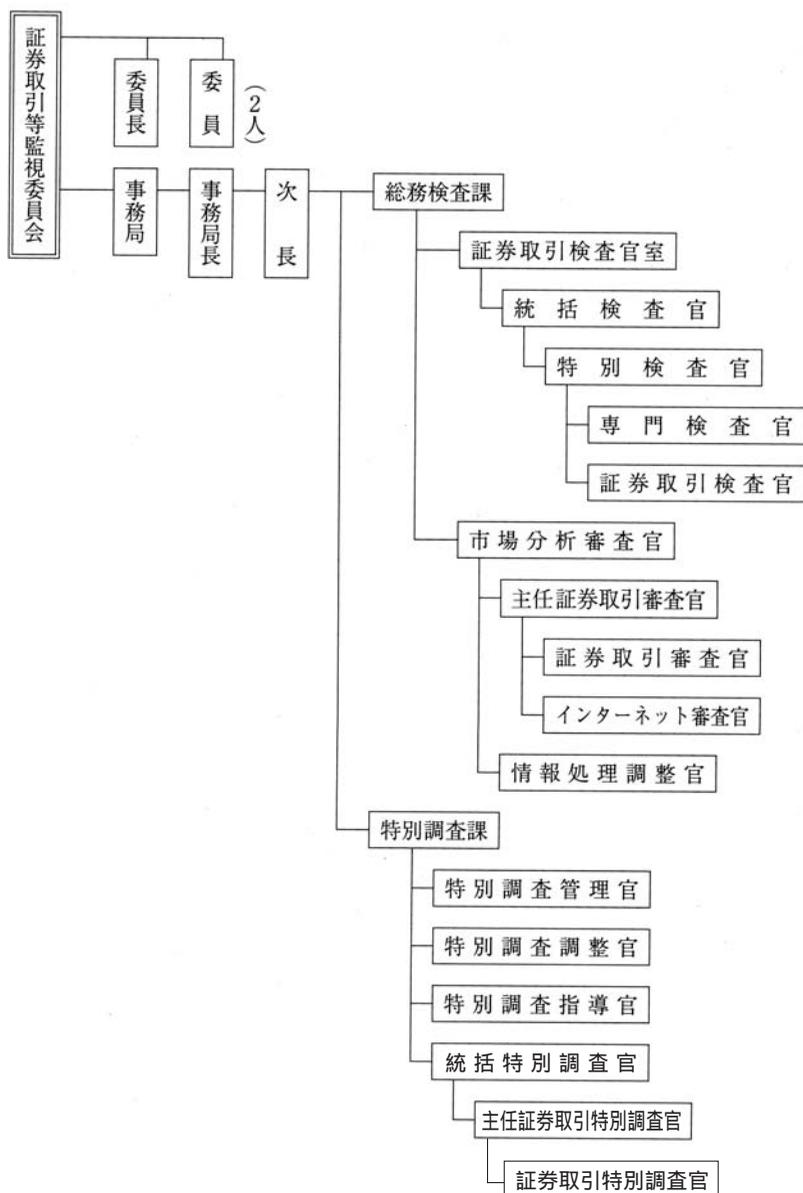


(注) 犯則事件の調査については、監視委員会職員の固有の権限である。

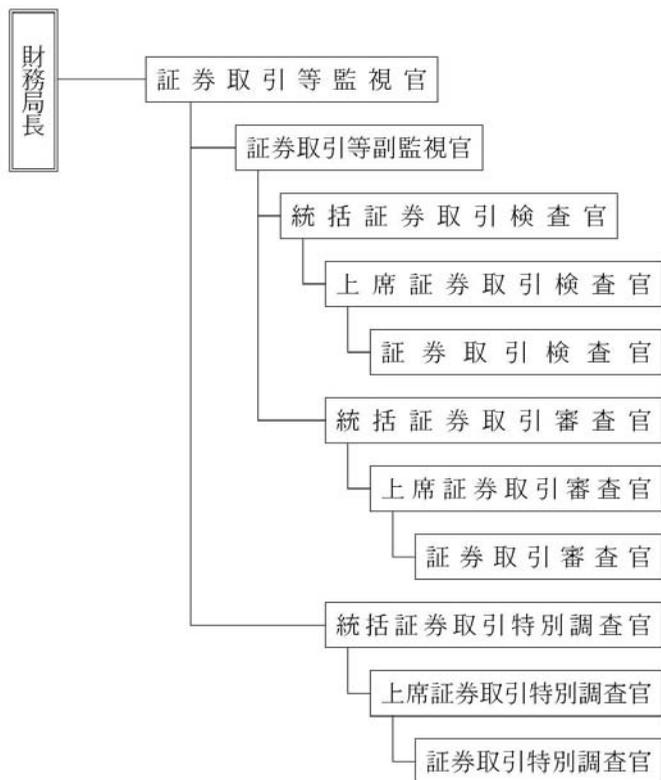
- ・任意調査権限 (証取法第210条、外証法第53条、金先法第106条、本人確認法第18条)
- ・強制調査権限 (証取法第211条、外証法第53条、金先法第107条、本人確認法第18条)

# 1 - 4 機構図

## 1 監視委員会の機構図



## 2 財務局の機構図（関東財務局）



## 1 - 5 組織・事務に係る法令の概要

### 1 監視委員会の組織、権限等

監視委員会の組織、権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

条 項	規 定 の 概 要
第 4 条	金融庁の所掌事務
第 6 条	監視委員会の設置
第 8 条	監視委員会の所掌事務
第 9 条	委員長及び委員の職権の行使
第10条	監視委員会の組織
第11条	委員長
第12条	委員長及び委員の任命
第13条	委員長及び委員の任期
第14条	委員長及び委員の身分保障
第15条	委員長及び委員の罷免
第16条	委員長及び委員の服務等
第17条	委員長及び委員の給与
第18条	会議
第19条	事務局
第20条	勧告
第21条	建議
第22条	事務の処理状況の公表

## 2 検査、報告・資料の徴取及び犯則事件の調査の権限、範囲

### (1) 検査及び報告・資料の徴取の権限、範囲

#### 検査及び報告・資料の徴取権限

監視委員会は、証券取引等の公正の確保に係るものに限り、証券会社等に対する検査の権限及び報告又は資料の提出を命じる権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

#### [ 証取法 ]

検査、報告・資料の徴取の権限規定	監視委員会への権限委任規定	検査及び報告・資料の徴取の対象
第59条第1項、第3項	第194条の6第2項第1号	証券会社、証券会社と取引をする者、証券会社の子会社、証券会社を子会社とする持株会社
第65条の2第10項	第194条の6第2項第2号	登録金融機関、登録金融機関と取引をする者、登録金融機関を子会社とする持株会社
第79条の14	第194条の6第2項第3号	日本証券業協会、店頭売買有価証券の発行者
第154条	第194条の6第2項第4号	証券取引所、上場有価証券の発行者
第189条第1項	第194条の6第2項第5号	(外国証券規制当局の求めにより、報告聴取等を行う場合)

#### [ 外証法 ]

検査、報告・資料の徴取の権限規定	監視委員会への権限委任規定	検査及び報告・資料の徴取の対象
第31条	第42条第2項	外国証券会社、外国証券会社の支店と取引をする者、外国証券会社の親法人等

〔金先法〕

検査、報告・資料の徴取の権限規定	監視委員会への権限委任規定	検査及び報告・資料の徴取の対象
第52条	第92条第2項第1号	金融先物取引所、その会員及び取引参加者
第77条	第92条第2項第2号	金融先物取引業者、金融先物取引業者と取引をする者
第90条	第92条第2項第3号	金融先物取引業協会

〔本人確認法〕

検査、報告・資料の徴取の権限規定	監視委員会への権限委任規定	検査及び報告・資料の徴取の対象
第7条 第8条	第13条第4項	証券会社、外国証券会社、金融先物取引業者、登録金融機関

(注) 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

検査及び報告・資料の徴取権限の範囲

イ 証取法及び外証法に基づく権限の範囲

(イ) 証券会社

証取法第194条の6第1項及び第2項第1号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された証券会社等に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証取法施行令第38条第1項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証取法〕

条 項	規 定 の 概 要
第29条の2第1項	認可の条件

条 項	規 定 の 概 要
第32条第1項・ 第2項	取締役又は監査役等の親銀行等・子銀行等における兼職の禁止
第37条	取引所有価証券市場外での取引の禁止
第38条	取引態様（自己・委託）の事前明示義務
第39条	向い呑みの禁止
第40条	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第42条	禁止行為（作為的相場形成、虚偽表示又は誤解を生ぜしめる表示、特別の利益提供等）
第42条の2	損失保証・損失補てんの禁止等
第43条	顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務
第44条	投資顧問業等証券会社の行うその他業務に係る禁止行為
第45条	証券会社の親法人等又は子法人等との間の禁止行為
第46条	引受人となった証券会社による対象有価証券の買主に対する信用供与の制限
第61条第1項	日本証券業協会の非協会員又は取引所の非会員のルール遵守状況の監督義務
第129条	呑行為の禁止
第130条第1項	証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第157条	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等

条 項	規 定 の 概 要
第158条	相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	相場操縦的行為の禁止
第161条第1項	証券会社等の自己計算取引及び過大な数量の売買取引等の制限
第162条	空売り等政令に違反する行為の禁止
第162条の2	上場等株券の取引の公正確保
第163条、第164条	上場会社等の役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	上場会社等の役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第167条の2	類似市場の開設等の禁止
第168条	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

(ロ) 外国証券会社国内支店及び特定金融機関

外証法第42条第1項及び第2項により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された外国証券会社国内支店、その支店と取引を行う者及び特定金融機関に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、外証法施行令第20条

において定められており、基本的に証券会社に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲と同様である。

(ハ) 登録金融機関

証取法第194条の6第1項及び第2項第2号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された登録金融機関に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証取法施行令第38条第2項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証取法〕

条 項	規 定 の 概 要
第65条の2第4項で準用する第29条の2第1項 第65条の2第5項で準用する	認可の条件
第37条	取引所有価証券市場外での取引の禁止
第38条	取引態様（自己・委託）の事前明示義務
第39条	向い呑みの禁止
第40条	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第42条	禁止行為（断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等）
第43条	顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務

条 項	規 定 の 概 要
第61条第1項	日本証券業協会の非協会員又は取引所の非会員のルール遵守状況監督義務
第65条の2第6項で準用する	
第42条の2	損失保証・損失補てんの禁止等
第129条	吞行為の禁止
第130条第1項	証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第157条	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等
第158条	相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	相場操縦的行為の禁止
第161条第1項	証券会社等の自己計算及び過大な数量の売買取引等の制限
第162条	空売り等政令に違反する行為の禁止
第162条の2	上場等株券の取引の公正確保
第163条、第164条	上場会社等の役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	上場会社等の役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	対価を受けた証券記事等の制限

条 項	規 定 の 概 要
第170条	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

(二) 証券業協会及び証券取引所

証取法第194条の6第1項及び第2項第3号、第4号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された証券業協会及び証券取引所に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証券業協会については証取法施行令第38条第3項に、証券取引所については同条第4項に規定されている。

具体的には、証取法の以下に掲げる取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び定款・諸規則等のルールの遵守状況の調査に係る業務、これらの規定やルールに違反した会員に対して自主規制機関が行う措置に係る業務である。

〔証取法〕

条 項	規 定 の 概 要
第29条の2第1項	認可の条件
第32条第1項・第2項	取締役又は監査役等の親銀行等・子銀行等における兼職の禁止
第37条	取引所有価証券取引市場外での取引の禁止
第38条	取引態様（自己・委託）の事前明示義務
第39条	向い呑みの禁止

条 項	規 定 の 概 要
第40条	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第42条	禁止行為（断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等）
第42条の2	損失保証・損失補てんの禁止等
第43条	顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務
第44条	投資顧問業等証券会社の行うその他業務に係る禁止行為
第45条	証券会社の親法人等又は子法人等との間の禁止行為
第46条	引受人となった証券会社による対象有価証券の買主に対する信用供与の制限
第129条	呑行為の禁止
第130条第1項	証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第157条	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等
第158条	相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	相場操縦的行為の禁止
第161条第1項	証券会社等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第162条	空売り等政令に違反する行為の禁止
第162条の2	上場等株券の取引の公正確保

条 項	規 定 の 概 要
第163条、第164条	上場会社等の役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	上場会社等の役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

□ 金先法に基づく範囲

(イ) 金融先物取引所会員

金先法第92条第1項及び第2項第1号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された金融先物取引所会員に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金先法施行令第9条第2項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金先法〕

条 項	規 定 の 概 要
第44条	相場操縦的行為の禁止
第45条	過当な件数の取引等の制限
第47条第1項	金融先物取引所の定める受託契約準則の遵守義務

条 項	規 定 の 概 要
第69条	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第74条	金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等）
第91条の2	受託等のための不正行為の禁止
第91条の3	虚偽の相場の公示の禁止

(ロ) 金融先物取引業者

金先法第92条第1項及び第2項第2号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された金融先物取引業者に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金先法施行令第9条第3項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金先法〕

条 項	規 定 の 概 要
第44条	相場操縦的行為の禁止
第57条第1項	許可の条件
第68条	広告の規制
第69条	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第70条	受託契約に係る書面の委託者への交付義務
第71条	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第73条	吞行為の禁止

条 項	規 定 の 概 要
第74条	金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等）
第91条の2	受託等のための不正行為の禁止
第91条の3	虚偽の相場の公示の禁止

(ハ) 金融先物取引所及び金融先物取引業協会

金先法第92条第1項及び第2項第1号及び第3号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された金融先物取引所及び金融先物取引業協会に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金融先物取引所については金先法施行令第9条第1項に、金融先物取引業協会については同条第4項に規定されている。

具体的には、金先法の以下に掲げる取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び定款・諸規則等のル-ルの遵守状況の調査に係る業務、これらの規定やル-ルに違反した会員に対して自主規制機関が行う措置に係る業務である。

〔金先法〕

条 項	規 定 の 概 要
第44条	相場操縦的行為の禁止
第45条	過大な件数の取引等の制限
第47条第1項	金融先物取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第57条第1項	許可の条件
第68条	広告の規制

条 項	規 定 の 概 要
第69条	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第70条	受託契約に係る書面の委託者への交付義務
第71条	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第73条	吞行為の禁止
第74条	金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等）
第91条の2	受託等のための不正行為の禁止
第91条の3	虚偽の相場の公示の禁止

#### 八 本人確認法に基づく権限の範囲

本人確認法第13条第4項により金融庁長官から委任された証券会社、外国証券会社、金融先物取引業者及び登録金融機関に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、同項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔本人確認法〕

条 項	規 定 の 概 要
第3条	本人確認義務
第4条	本人確認記録の作成義務等
第5条	取引記録の作成義務等

(2) 犯則事件の調査の権限、範囲

犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う証券会社等に対する検査及び報告・資料の徴取とは異なり、監視委員会職員の固有の権限として規定されており、また、権限行使の対象も証券会社等に限定されず、広く投資者を含め証券取引等に関与するすべての者に対し行使することができる。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根拠規定	犯則事件の調査の権限
証取法第210条 外証法第53条 金先法第106条 本人確認法第18条	犯則嫌疑者等に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
証取法第211条 外証法第53条 金先法第107条 本人確認法第18条	裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えの強制調査権限

犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第45条、外証法施行令第23条、金先法施行令第11条）及び本人確認法第18条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

## 〔証取法〕

条 項	行為者	規 定 の 概 要		
第4条	発 行 者	募集又は売出しの届出義務等		
第5条				
第6条				
第7条				
第9条第1項				
第10条第1項	発 行 者	有価証券届出書の提出義務等		
第12条				
第13条第5項			何 人 も	記載すべき内容と異なる内容を記載 した目論見書の使用等の禁止
第15条				
第23条第2項			何 人 も	有価証券届出書に関する真実性の認定等の表示の禁止
第23条の3	発 行 者	発行登録書の提出による募集または 売出しの登録等		
第23条の4				
第23条の8				
第23条の9				
第1項				
第23条の10	何 人 も	発行登録書等に関する真実性の認定 等の表示の禁止		
第23条の12				
第1項から 第3項まで				
第6項				

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第24条 第24条の2 第24条の5 第24条の6	発 行 者	有価証券報告書の提出義務等 半期報告書・臨時報告書の提出義務等 自己株券買付状況報告書の提出義務等
第25条第2項	発 行 者	有価証券届出書、有価証券報告書等の写しの公衆縦覧義務
第27条	-	有価証券の発行者が会社以外のものである場合の、5条から13条まで、15条から24条の5まで、25条及び26条の規定の準用規定
第27条の3	公開買付者	公開買付開始公告義務、公開買付届出書の提出義務等
第27条の5	公開買付者	公開買付期間中の別途買付けの禁止
第27条の6	公開買付者	買付条件等の変更の場合の公告義務
第27条の7	公開買付者	公開買付開始公告の訂正公告義務等
第27条の8	公開買付者	公開買付届出書の訂正届出書の提出義務等
第27条の9	公開買付者	公開買付説明書の交付義務等
第27条の10	公開買付対象会社等	意見表明報告書の提出義務等
第27条の11	公開買付者	公開買付撤回届出書の提出義務等
第27条の13	公開買付者	公開買付報告書の提出義務等

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第27条の14第2項	公開買付者	公開買付届出書等の写しの公衆縦覧義務
第27条の15第2項	公開買付者、 公開買付対象会社等	公開買付届出書等に関する真実性の認定等の表示の禁止
第27条の22の2	公開買付者、 公開買付対象会社等	発行者である会社による上場株券等の有価証券市場外における公開買付けに係る第27条の3から第27条の15までの規定の準用規定
第27条の22の3	公開買付者	前条の規定による公開買付けの場合の166条に規定する重要事実の公表義務等
第27条の23 第1項	大量保有者	大量保有報告書の提出義務等
第27条の25		
第27条の26		
第27条の27		
第27条の29		
第29条の2第1項	証 券 会 社	認可に付された条件の遵守（有価証券の売買等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に限る）
第40条第1項	証 券 会 社	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条第1項	証 券 会 社	取引報告書の顧客への交付義務

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第42条の2 第65条の2	証券会社等 登録金融機関	損失保証、損失補てんの禁止等 29条の2、40条、41条、42条 の2の規定の登録金融機関への準用
第157条	何 人 も	有価証券の売買等についての、不正 の手段・計画等、虚偽表示による財 産取得等の不正取引行為の禁止
第158条	何 人 も	有価証券の募集、売出し、売買等の ための、又は相場の変動を図る目的 をもった風説の流布、偽計、暴行、 脅迫の禁止
第159条	何 人 も	相場操縦的行為の禁止
第161条	証券会社、 登録金融機関	自己計算取引、過当数量取引等の制 限
第163条	上場会社等 の役員・主 要株主	特定有価証券等の売買に関する報告 書の提出義務
第164条第5 項	上場会社等 の役員・主 要株主	利益関係書類の写しに記載された内 容の売買を行っていない場合の申立 て（虚偽の申立てをした場合）
第165条	上場会社等 の役員・主 要株主	特定有価証券の一定額を超える売付 けの禁止等
第166条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等 関係者等	公開買付者等関係者等による内部者 取引の禁止

条 項	行 為 者	規 定 の 概 要
第168条	何 人 も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第 1 項		
第 2 項		
第 3 項	発行者、証券会社等	虚偽の相場の公示等の請託の禁止
第169条	何 人 も	証券記事等について発行者等から対価を受けている場合の表示義務
第170条	何 人 も	有価証券の不特定多数者向け勧誘等に際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	有価証券の不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

〔外証法〕

条 項	行 為 者	規 定 の 概 要
第 7 条 第 3 項	外国証券会社	証券会社に対する認可の条件
第14条	外国証券会社	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
	外国証券会社	取引報告書の交付義務
	外国証券会社等	損失保証・損失補てんの禁止等

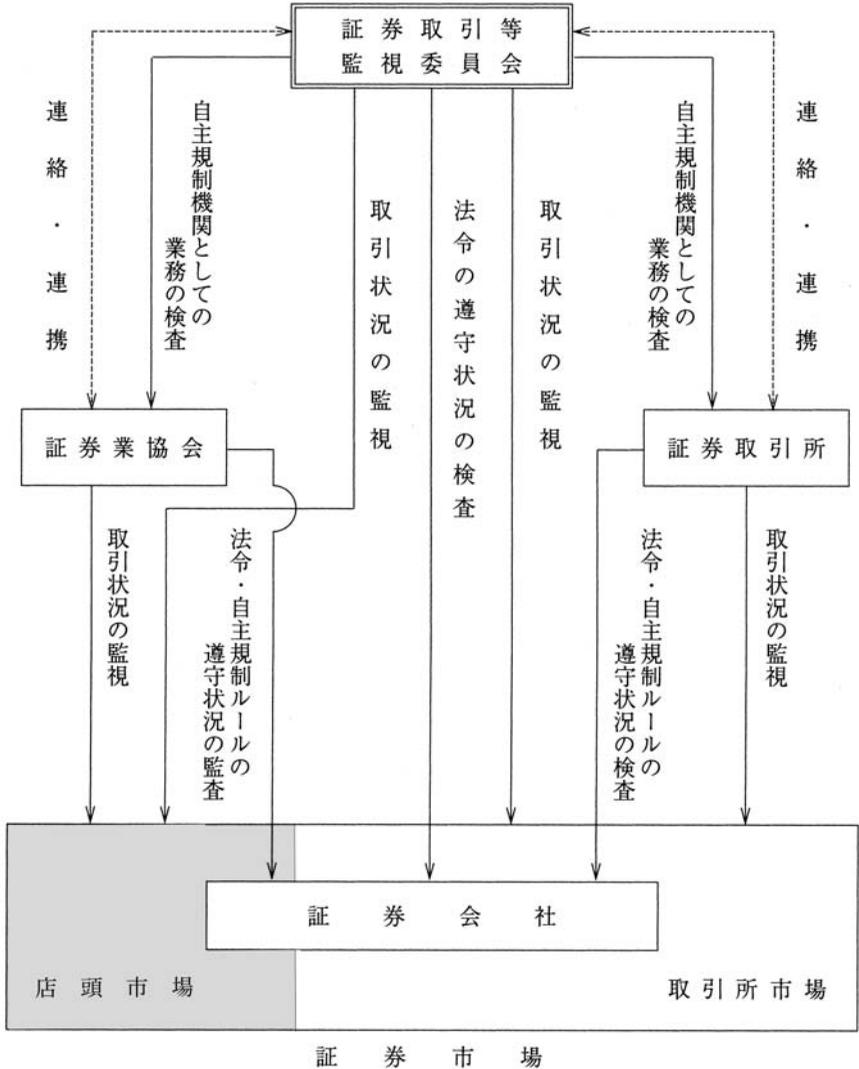
## 〔金先法〕

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第44条	何 人 も	相場操縦的行為の禁止
第45条	取引所会員	過大な件数の取引等の制限
第57条第1項	金 先 業 者	許可の条件
第68条	金 先 業 者	広告の規制
第69条第1項	金 先 業 者	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第71条第1項	金 先 業 者	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条	金 先 業 者	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第73条	金 先 業 者	吞行為の禁止
第91条の2	何 人 も	受託等のための不正行為の禁止
第91条の3	何 人 も	虚偽の相場の公示の禁止

## 〔本人確認法〕

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第3条第4項	顧 客 等 代 表 者 等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

# 1 - 6 監視委員会と自主規制機関との関係の概念図



(注) 金融先物取引についても同様である。

## 2 監視委員会の活動実績

### 2 - 1 告発実施状況

#### 1 告発件数等一覧表

区分	4～9事務年度	10事務年度	11事務年度	12事務年度	13事務年度	14事務年度	合計
告発件数	18	6	7	5	7	10	53
告発人数	103	15	22	8	24	22	194

(注) 事務年度：7月～翌年6月

#### 2 告発事件の概要一覧表

(平成15年7月29日現在)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
1	5 .5 .21	証取法第125条第1項、第2項等(相場操縦)	日本ユニシス㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。 (嫌疑者)不動産会社社長 金融業者役員	6 .10 .3 (東京地裁) 不動産会社社長 懲役2年6月(執行猶予4年) 金融業者役員 懲役2年(執行猶予3年) (いずれも確定)
2	6 .5 .17	証取法第197条第1号の2 同法第207条第1項等(虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱アイベックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長、役員	13 .9 .28 (東京地裁) 同社社長 懲役1年8月 同社役員 懲役1年2月 社長、役員 公判係属中(東京高裁)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
3	6 .10 .14	証取法第166条第1項、第3項 同法第200条第6号等 (内部者取引)	日本商事(株)の新薬の投与による副作用死亡例の発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員 取引先職員 医師(第一次情報受領者)	6 .12 .20 (大阪簡裁) 会社役員・取引先職員24名 罰金20~50万円(略式命令) (いずれも確定) 8 .5 .24 (大阪地裁) 医師 罰金30万円 9 .10 .24 (大阪高裁) 医師 原判決破棄・大阪地裁へ差戻し 11 .2 .16 (最高裁) 医師 原判決破棄・大阪高裁へ差戻し 13 .3 .16 (大阪高裁) 医師 控訴を棄却 医師、公判係属中(最高裁)
4	7 .2 .10	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 (内部者取引)	新日本国土工業(株)の約束手形の不渡りの発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引銀行、同役職員 取引先、同職員	7 .3 .24 (東京簡裁) 取引銀行 罰金50万円 同役職員2名 罰金20~50万円 取引先、同職員 罰金30万円 (略式命令) (いずれも確定)
5	7 .6 .23	証取法第158条 同法第197条第9号 (風説の流布)	テーエステー(株)の社長は、同社株券の価格を騰貴させるため、虚偽の事実を発表。 (嫌疑者) 当該会社社長	8 .3 .22 (東京地裁) 懲役1年4月(執行猶予3年) (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
6	7.12.22	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	千代田証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。 ( 嫌疑者 ) 当該証券会社 当該会社社長、 役職員、顧客	8.2.19 (東京簡裁) 証券会社社長、役職員4名 罰金30~50万円(略式命令) 8.12.24 (東京地裁) 証券会社 罰金1,500万円 同社役員 懲役6月 (執行猶予2年) (いずれも確定)
7	8.8.2	証取法第166条第1項、第2項 同法第200条第6号 (内部者取引)	日本織物加工(株)の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買付けた。 ( 嫌疑者 ) 割当先監査役(弁護士)	9.7.28 (東京地裁) 懲役6月(執行猶予3年) 追徴金約2,600万円 10.9.21 (東京高裁) 原判決破棄・東京地裁へ差戻し 11.6.10 (最高裁) 原判決破棄・東京高裁へ差戻し 12.3.24 (東京高裁) 控訴を棄却 (確定)
8	9.1.17	証取法第158条 同法第197条第9号 (風説の流布)	特定の株券の価格を騰貴させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 ( 嫌疑者 ) 雑誌監修人(投資顧問業)	9.1.30 (東京簡裁) 罰金50万円(略式命令) (確定)
9	9.4.8	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 (内部者取引)	(株)鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 ( 嫌疑者 ) 当該会社社長、役員 関連会社	9.5.1 (名古屋簡裁) 当該会社役員等(1社4名) 罰金50万円(略式命令) 9.9.30 (名古屋地裁) 当該会社社長 懲役6月(執行猶予3年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
10	9 .4 .25	証券法第166条第3項 同法第200条第6号等 (内部者取引)	シントム(株)の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 割当先社長 割当先会社等	9 .5 .27 (東京簡裁) 割当先社長等(1名3社) 罰金30万円(略式命令) (いずれも確定)
11	9 .5 .13	証券法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	野村證券(株)は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 当該証券会社 当該会社社長、役員 顧客	11 .1 .20 (東京地裁) 証券会社 罰金1億円 同社社長、役員 懲役1年(執行猶予3年) 同社役員 懲役8月(執行猶予3年) 11 .4 .21 (東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,300万円 (いずれも確定) (注) 山一、日興、大和証券 関連と共に一括審理
12	9 .9 .17	証券法第50条の3第1項、第2項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	山一證券(株)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 当該証券会社 当該会社社長、副社長、役職員 顧客	10 .7 .17 (東京地裁) 証券会社 罰金8,000万円 同社役員 懲役10月(執行猶予2年) 10 .9 .30 (東京地裁) 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 10 .11 .6 (東京地裁) 同社職員 懲役10月(執行猶予2年) 同社役職員2名 懲役8月(執行猶予2年) 11 .6 .24 (東京地裁) 同社役員 懲役10月(執行猶予3年) 12 .3 .28 (東京地裁) 同社社長 懲役2年6月 同日控訴(東京高裁) 13 .10 .25 (東京高裁) 懲役3年(執行猶予5年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
13	9 .10 21	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 当該証券会社 当該会社副社長、役員 職員 顧客	10 .9 21 (東京地裁) 証券会社 罰金1,000万円 同社副社長、職員 懲役10月(執行猶予3年) 同社役員2名 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定)
14	9 .10 23	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	山一証券(株)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。 (嫌疑者) 当該証券会社 当該会社社長、副社長、役員	10 .7 .17 (東京地裁) 証券会社 罰金8,000万円 同社役員 懲役10月(執行猶予2年) 10 .9 30 (東京地裁) 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 10 .11 .6 (東京地裁) 同社役員2名 懲役8月(執行猶予2年) 11 .1 29 (東京地裁) 同社役員 懲役10月(執行猶予3年) 11 .6 24 (東京地裁) 同社役員 懲役10月(執行猶予3年) 12 .3 28 (東京地裁) 同社社長 懲役2年6月 社長、同日控訴(東京高裁) 13 .10 25 (東京高裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) (いずれも確定)
15	9 .10 28	証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	大和証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 当該証券会社 当該会社副社長、役員 職員 顧客	10 .10 .15 (東京地裁) 証券会社 罰金4,000万円 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 同社役員3名 懲役10月(執行猶予3年) 同社役員2名 懲役8月(執行猶予3年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
16	10.3.9	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 (嫌疑者) 当該証券会社 当該会社副社長、役員	10.9.21(東京地裁) 証券会社 罰金1,000万円 同社副社長、役員 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定)
17	10.3.20	証取法第197条第1号 同法第207条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	山一証券(株)は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該証券会社 当該会社社長、社長、副社長	12.3.28(東京地裁) 証券会社社長 懲役2年6月(執行猶予5年) 同社社長 懲役2年6月 社長、同日控訴(東京高裁) 13.10.25(東京高裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) (いずれも確定)
18	10.5.29	証取法第167条第1号、同法施行令第31条 同法第200条第6号 (内部者取引)	ト・ソク(株)の株券について、親会社(他社(買収先)へ一括株式譲渡を実施すること(重要事実))を知り、公表前に親族名義口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 親会社役員	10.8.26(横浜簡裁) 罰金50万円(略式命令) (確定)
19	10.7.6	証取法第166条第3項 同法第200条第6号 (内部者取引)	大都工業(株)の会社更生手続開始の申立ての決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 関連会社役員 関連会社職員の親族	10.7.17(東京簡裁) 関連会社職員の親族 罰金50万円(略式命令) 10.11.10(東京地裁) 関連会社役員 懲役6月(執行猶予3年) 罰金50万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
20	10.10.30	証取法第166条第1項 同法第200条第6号等 (内部者取引)	日本エム・アイ・シー(株)のベンチャー企業の吸収合併の決定(重要事実)を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 合併相手先役員 証券会社職員	11.3.19(東京地裁) 証券会社職員 懲役6月(執行猶予3年) 罰金50万円 (確定) 12.3.28(東京地裁) 合併相手先役員 懲役6月 罰金50万円 12.11.20(東京高裁) 合併相手先役員 控訴を棄却 合併相手先役員、公判係属中(最高裁)
21	10.12.17	証取法第166条第1項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員 同部下職員	11.2.10(東京簡裁) 部下職員 罰金50万円(略式命令) 11.4.13(東京地裁) 取引先役員 懲役1年、罰金200万円 11.10.29(東京高裁) 取引先役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 (いずれも確定)
22	11.2.10	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 同業他社社長	11.4.13(東京地裁) 懲役10月、罰金200万円 11.10.29(東京高裁) 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金200万円 (確定)
23	11.3.4	証取法第159条第1項、第2項 同法第197条等 (相場操縦)	昭和化学工業(株)の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。 (嫌疑者) 金融業者 金融業者役員	11.6.24(大阪地裁) 金融業者役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 金融業者 罰金400万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
24	11.6.30	証取法第197条第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該銀行 当該銀行頭取、副頭取	14.9.10(東京地裁) 頭取 懲役3年(執行猶予4年) 副頭取2名 懲役2年(執行猶予3年) いずれも公判係属中(東京高裁)
25	11.8.13	証取法第197条第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該銀行 当該銀行会長、頭取、副頭取、役員	公判係属中(東京地裁)
26	11.12.3	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号、第4項同法第197条第8号等 (相場操縦)	㈱ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。 (嫌疑者)会社社長、役員	12.5.19(横浜地裁) 会社社長 懲役1年6月(執行猶予3年) (確定)
27	11.12.27	証取法第198条第4号等 (虚偽の半期報告書の提出)	㈱ヤクルト本社は、プリンストン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社副社長、証券会社会長	14.9.12(東京地裁) 副社長 懲役7年 罰金6,000万円 当該会社 罰金1,000万円 いずれも公判係属中(東京高裁)
28	12.1.31	証取法第197条第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱テスコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長、役員	13.1.30(横浜地裁) 同社社長 懲役1年6月(執行猶予3年) (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
29	12.3.21	証取法第158条 同法第197条第6号等 (偽計)	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	12.3.22 (東京簡裁) 同社役員2名 罰金30万円 (略式命令) (いずれも確定)
30	12.3.22	証取法第158条 同法第197条第6号等 (偽計)	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	14.10.10 (東京地裁) 同社会長 懲役3年 罰金6,400万円 公判係属中 (東京高裁)
31	12.5.26	証取法第166条第3項等 同法第198条第15号 (内部者取引)	(株)ピコイが和議開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員	12.7.19 (東京地裁) 懲役8月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約449万円 (確定)
32	12.11.28	証取法第166条第3項等 同法第198条第15号 (内部者取引)	(株)プレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員の姉	12.11.28 (東京簡裁) 罰金50万円 (略式命令) 追徴金約158万円 (確定)
33	12.12.4	証取法第158条等 同法第197条第1項第5号等 (風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出)	(株)東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出。 (嫌疑者) 会社役員等	12.12.4 (東京簡裁) 会社役員ら3名 罰金50万円 (略式命令) 14.11.8 (東京地裁) 会社役員1名 懲役2年(執行猶予4年) 罰金600万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
34	12 .12 .4	証取法第27条の23第1項 同法第198条第5号 (大量保有報告書の不提出)	会社役員は、(株)東天紅の株券の大量保有者になったのにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかった。 (嫌疑者)会社役員	14 .11 .8 (東京地裁) 懲役2年(執行猶予4年) 罰金600万円 (確定) (注)33号事件と一括審理
35	13 .3 .12	証取法第166条第1項等 同法第198条第15号 (内部者取引)	武藤工業(株)が他社と資本業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同株券を買付けた。 (嫌疑者)提携先社員(公認会計士)	13 .5 .29 (東京地裁) 提携先社員 懲役1年(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,414万円 (確定)
36	13 .4 .27	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号 同法第197条第1項第5号 (相場操縦)	アイカ工業(株)の株価を高騰させることを目的とした複数名義による買上がり買付け、仮装売買等。 (嫌疑者)会社社長	14 .9 .12 (名古屋地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 追徴金約2,818万円 (確定)
37	13 .12 .20	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス(株)は架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社役員、社員	14 .10 .8 (大阪地裁) 社長 懲役2年(執行猶予3年) 副社長 懲役1年(執行猶予3年) 専務 懲役10月(執行猶予3年) (いずれも確定)
38	14 .6 .7	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス(株)の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)公認会計士	14 .6 .10 (大阪簡裁) 公認会計士2名 罰金50万円(略式命令) (いずれも確定) 公認会計士1名(大阪地裁) 死亡による公訴棄却

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
39	14.3.20	証取法第159条第1項第1号等、第2項第1号 同法第197条第1項第7号 (相場操縦)	志村化工(株)の株価を高騰させることを目的とした買上り買付け、仮装売買等。 (嫌疑者)会社役員等	公判係属中(東京地裁)
40	14.3.26	証取法第166条第1項等 同法第198条第15号 (内部者取引)	(株)ティーアンドイーソフトが他社と業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者)記者発表会業務下請会社役員	14.10.16(東京地裁) 懲役8月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約922万円 (確定)
41	14.6.28	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ナナボシは、平成12年3月期及び平成13年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社役員	15.3.13(大阪地裁) 会長 懲役2年6月 公判係属中(大阪高裁) 15.3.31(大阪地裁) 取締役 懲役3年6月 (確定)
42	14.6.28	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者)銀行員(契約締結先)等	15.5.2(東京地裁) 銀行員 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円、追徴金約400万円 (確定) 医師 懲役10月(執行猶予3年) 罰金50万円、追徴金約400万円 公判係属中(東京高裁)
43	14.6.28	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	三陽エンジニアリング(株)が三陽ボックス(株)の株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者)銀行員(第一次情報受領者)等	15.5.2(東京地裁) 銀行員 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円、追徴金約400万円 (確定) 医師 懲役10月(執行猶予3年) 罰金50万円、追徴金約400万円 公判係属中(東京高裁) (注)42号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
44	14.7.31	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	㈱光通信が㈱クレイフィッシュの株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社員	15.2.28(東京地裁) 懲役1年(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,048万円 (確定)
45	14.9.6	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱ナナボシは、平成10年3月期及び平成11年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社役員	15.3.13(大阪地裁) 会長 懲役2年6月 公判係属中(大阪高裁) 15.3.31(大阪地裁) 取締役 懲役3年6月 (確定) (注)41号事件と一括審理
46	14.11.29	証取法第158条 同法第197条第1項第7号 (風説の流布及び偽計)	ドリームテクノロジーズ㈱の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。 (嫌疑者)当該株券取引者	15.3.28(広島簡裁) 罰金30万円 追徴金36万6千円(略式命令) (確定)
47	14.12.16	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券届出書及び報告書の提出)	㈱エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長	15.7.14(東京地裁) 会長 懲役2年 (確定)
48	14.12.19	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)公開買付代理人であった証券会社職員	公判係属中(東京地裁)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
49	14.12.26	証取法第158条 同法第197条第1項等 (偽計)	(株)エムティーシーアイは、公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	15.7.14(東京地裁) 会長 懲役2年 (確定) (注)47号事件と一括審理
50	15.2.13	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社職員等	15.7.3(大阪地裁) 会社職員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円、追徴金290万円 職員知人 懲役1年(執行猶予3年) 罰金80万円、追徴金約210万円 (いずれも確定)
51	15.2.20	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社職員等	15.7.3(大阪地裁) 会社職員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円、追徴金290万円 職員実弟 懲役1年(執行猶予3年) 罰金100万円、追徴金約545万円 (いずれも確定)
52	15.3.24	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ケイビーは架空売上を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	公判係属中(東京地裁)
53	15.5.28	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティの株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員	公判係属中(東京地裁)

(注) 関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。

## 2 - 2 検査実施状況

### 1 検査実施状況

区 分	10年7月 ～11年6月	11年7月 ～12年6月	12年7月 ～13年6月	13年7月 ～14年6月	14年7月 ～15年6月
証券会社検査	80社	86社	96社	96社	113社
国内証券会社 (委員会) (財務局長等)	68社 (6社) (62社)	72社 (6社) (66社)	82社 (9社) (73社)	82社 (10社) (72社)	95社 (14社) (81社)
外国証券会社 (委員会) (財務局長等)	12社 (12社) (0社)	14社 (14社) (0社)	14社 (14社) (0社)	14社 (14社) (0社)	18社 (18社) (0社)
支店単独検査	27支店	28支店	27支店	21支店	30支店
登録金融機関 (委員会) (財務局長等)	0社 (0社) (0社)	0社 (0社) (0社)	3社 (2社) (1社)	7社 (2社) (5社)	13社 (2社) (11社)
金融先物取引業者 (委員会) (財務局長等)	0社 (0社) (0社)	0社 (0社) (0社)	0社 (0社) (0社)	0社 (0社) (0社)	0社 (0社) (0社)
自主規制機関 (委員会) (財務局長等)	0社 (0社) (0社)	0社 (0社) (0社)	0社 (0社) (0社)	2社 (2社) (0社)	0社 (0社) (0社)

- (注) 1. 上記の計数は、着手件数である。  
 2. 「支店単独検査」とは、支店の検査のみを実施するものである。  
 3. 登録金融機関は、平成10年12月以前は証券業務の認可を受けた金融機関。  
 4. 平成14年7月～平成15年6月においては、上記のほか機動検査2件、  
 テーマ別検査3件を実施している。

## 2 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区 分	10年7月 ～11年6月	11年7月 ～12年6月	12年7月 ～13年6月	13年7月 ～14年6月	14年7月 ～15年6月
国内証券会社	120	115	100	102	100
外国証券会社	50	108	97	94	105
登録金融機関	-	-	54	28	21
金融先物 取引業者	-	-	-	-	-

(注1) 臨店期間分について算出したものである。

(注2) 登録金融機関は、平成10年12月以前は証券業務の認可を受けた金融機関。

### 3 検査結果の状況

(単位：社)

区 分	10年7月 ～11年6月	11年7月 ～12年6月	12年7月 ～13年6月	13年7月 ～14年6月	14年7月 ～15年6月
検査終了会社数	78	94	97	90	135
証券会社	76	94	95	83	122
登録金融機関	-	-	2	7	12
金融先物 取引業者	1	-	-	-	-
自主規制機関	1	-	-	-	1
問題点が認められた会社数	70	80	62	57	78
市場ルール等 関係	63	72	53	39	50
営業姿勢関係	19	28	10	5	5
内部管理 体制関係	50	57	42	43	57
そ の 他	1	-	-	-	1

- (注) 1. 「検査終了会社数」とは、当該検査年度中に検査結果通知書を交付し、検査が終了した会社の数をいい(前検査事務年度着手分を含む)、特別検査(機動検査及びテーマ別検査)を含み、支店単独検査は含まない。
2. 登録金融機関は、平成10年12月以前は証券業務の認可を受けた金融機関である。
3. 「問題点が認められた会社数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社の数をいう。
4. 「市場ルール等関係」、「営業姿勢関係」、「内部管理体制関係」及び「その他」は、各々の項目で問題点が認められた会社の数をいう。したがって、各項目で重複する会社があるため、各項目の合計と「問題点が認められた会社数」の数値とは一致しない。

#### 4 監視委員会と金融庁検査局（金融監督庁）との同時検査等の実施状況

	11事務年度	12事務年度	13事務年度	14事務年度
国内	勸角証券 (11.11.10)	明光ナショナル証券 (12.11.6) 日興証券 (13.1.17) 日興ビーンズ証券 (13.1.17) みずほ証券 (13.3.12) 新光証券 (13.4.12)	つばさ証券 (13.8.27) マネックス証券 (13.10.15) 東海東京証券 (13.10.24) さくらフレンド証券 (13.11.26) ディーエルジェイ ディレクト・エス エフジー証券 (13.12.12) コスモ証券 (14.2.13) 岡三証券 (14.4.22)	野村證券 (14.8.26) みずほインベ スターズ証券 (14.12.2) 三菱証券 (15.2.13) メリルリンチ日本 証券 (15.2.19) しんきん証券 (15.5.8) 松井証券 (15.1.15) カブドットコム証券 (15.1.15) イー・トレード証券 (15.1.15)
外証	メリルリンチ証券 東京支店 (12.2.7)	シーアイピーシー 証券東京支店 (12.11.13) ラボ・アジア証券 東京支店 (12.11.13) 日興ソロモン・ス ミス・バーニー証 券東京支店 (13.1.17) シティーコープ証 券東京支店 (13.1.17)	ゴールドマン・ サックス証券東京 支店 (13.8.27) パークレイズ・ キャピタル証券東 京支店 (13.11.19) ドレスナー・クラ インオート・ワッ サースタイン証券 東京支店 (14.2.12) バンクオブアメリ カ証券東京支店 (14.2.12) クレディ・リヨネ 証券東京支店 (14.4.22) モルガン・スタン レー証券東京支店 (14.4.22)	ビー・エヌ・ピー・ バリバ証券東京支 店 (14.8.26) J.P.モルガン証 券東京支店 (14.11.18) エービーエヌ・ア ムロ証券東京支店 (15.2.19) H S B C証券東京 支店 (15.4.22)
計	2社	9社	13社	12社

	11事務年度	12事務年度	13事務年度	14事務年度
登録金融機関		第一勧業銀行 (13.4.12) 富士銀行 (13.5.14)	三和銀行 (13.9.17) 東海銀行 (13.11.7)	
計	- 社	2 社	2 社	- 社
自主規制機関			東京証券取引所 (14.5.8) 大阪証券取引所 (14.5.9)	
計	- 社	- 社	2 社	- 社

(注) ( )書は、検査着手日

## 5 平成14検査事務年度に検査が終了した法人一覧

担当	区分	被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧告	同時検査
委員会	国内	1 日興コーディアル証券	H 14. 3. 11	H 14. 6. 14	H 14. 10. 22		
		2 岡三証券	H 14. 4. 22	H 14. 6. 5	H 14. 7. 11	×	
		1 野村證券	H 14. 8. 26	H 14. 11. 13	H 15. 3. 18		
		2 野村ファンドネット証券	H 14. 8. 26	H 14. 9. 9	H 14. 10. 7		
		3 ブルームバーグ・トレードブック・ジャパン証券	H 14. 9. 2	H 14. 9. 11	H 14. 10. 7		
		4 農中証券	H 14. 12. 2	H 14. 12. 20	H 15. 3. 14	×	
		5 みずほ証券	H 14. 12. 2	H 14. 12. 20	H 15. 2. 14		
		6 明光ナショナル証券（特別検査）	H 14. 12. 3	H 14. 12. 4	H 15. 2. 24		
		7 カブドットコム証券	H 15. 1. 15	H 15. 2. 7	H 15. 3. 28	×	
		8 日興ビーンズ証券	H 15. 1. 15	H 15. 2. 7	H 15. 3. 27		
		9 松井証券	H 15. 1. 15	H 15. 2. 21	H 15. 4. 21		
		10 カーバン東短証券	H 15. 3. 17	H 15. 3. 28	H 15. 4. 11		
		11 東海東京証券（特別検査）	H 15. 4. 3	H 15. 5. 16	H 15. 6. 23	×	
12 ユーエフジェイつばさ証券（特別検査）	H 15. 4. 3	H 15. 4. 25	H 15. 6. 13				
13 しんきん証券	H 15. 5. 8	H 15. 5. 23	H 15. 6. 30	×			
外証	外証	1 バンクオブアメリカ証券東京支店	H 14. 2. 8	H 14. 3. 8	H 14. 9. 10	×	
		2 日興ソロモン・スミス・バーニー証券東京支店（特別検査）	H 14. 3. 11	H 14. 6. 14	H 15. 3. 7		
		3 シーディー・シー・イクシス・キャピタル・マーケット証券東京支店	H 14. 6. 27	H 14. 7. 10	H 14. 8. 2		
		4 ジェフリーズ証券東京支店	H 14. 6. 27	H 14. 7. 10	H 14. 8. 2		
		5 ティーディー証券東京支店	H 14. 6. 27	H 14. 7. 10	H 14. 8. 5		
		6 フィデリティ証券東京支店	H 14. 6. 27	H 14. 7. 12	H 14. 8. 5		
		1 ビー・エヌ・ビー・パリバ証券東京支店	H 14. 8. 26	H 14. 10. 21	H 14. 11. 29	×	
		2 日興ソロモン・スミス・バーニー証券東京支店（特別検査）	H 14. 9. 9	H 14. 12. 19	H 15. 3. 7	×	
		3 アイエヌジー証券東京支店	H 14. 9. 10	H 14. 10. 19	H 14. 12. 19	×	
		4 アール・ビー・エス証券東京支店	H 14. 10. 7	H 14. 10. 16	H 14. 10. 29		
		5 アライアンス・ファンド証券東京支店	H 14. 10. 7	H 14. 10. 16	H 14. 10. 29		
		6 ティーアイアール証券東京支店	H 14. 10. 7	H 14. 10. 18	H 14. 10. 29		
		7 カナダ・ロイヤル・ドミニオン証券東京支店	H 14. 10. 28	H 14. 11. 6	H 14. 12. 3		
		8 現代証券東京支店	H 14. 10. 28	H 14. 11. 8	H 14. 12. 4		
		9 カザノブ証券東京支店	H 14. 11. 11	H 14. 11. 22	H 14. 12. 13		
		10 J.P.モルガン証券東京支店	H 14. 11. 18	H 15. 1. 24	H 15. 2. 25	×	
		11 エービーエヌ・アムロ証券東京支店	H 15. 2. 19	H 15. 3. 14	H 15. 3. 31		
12 クレディアグリコインドスエズ証券東京支店	H 15. 2. 24	H 15. 3. 20	H 15. 6. 24	×			
13 ブルデンシャル証券東京支店	H 15. 3. 17	H 15. 3. 28	H 15. 4. 9				
14 ウエストエルビー証券東京支店	H 15. 4. 22	H 15. 5. 16	H 15. 6. 25				
15 ベアー・スターンズ（ジャパン）証券東京支店	H 15. 4. 22	H 15. 5. 30	H 15. 6. 25				
16 インスティネット証券東京支店	H 15. 5. 8	H 15. 5. 16	H 15. 6. 3				
17 CIBC証券東京支店	H 15. 5. 8	H 15. 5. 21	H 15. 6. 6				
自主	1	東京証券取引所	H 14. 5. 8	H 14. 5. 31	H 15. 3. 27		

（注1）区分欄の「国内」は国内証券会社、「外証」は外国証券会社、「登金」は登録金融機関である。

（注2）斜字体数字は、平成13検査事務年度に検査を実施した法人である。

（注3）勧告欄の×は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。

（注4）同時検査欄の は、金融庁検査局との同時検査を行ったものである。

（注5）野村證券に対しては、平成14年4月4日を着手日とする特別検査を実施したが、平成14年8月26日以降は上記の一般検査に吸収して実施した。

担当	区分	被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通知日	勧告	同時 検査
関東	国内	1 金山証券	H14.1.15	H14.2.1	H14.8.2	x	
		2 立花証券	H14.1.22	H14.3.1	H14.8.27	x	
		3 いちよし証券	H14.4.8	H14.5.24	H14.7.15		
		4 飯田証券	H14.4.10	H14.4.19	H14.7.23		
		5 藍澤証券	H14.5.14	H14.6.12	H14.11.15	x	
		6 富岡証券	H14.5.28	H14.6.7	H14.7.17		
		7 ウエストウッド証券	H14.6.3	H14.6.7	H14.7.5		
		8 スターツ証券	H14.6.4	H14.6.7	H14.7.5		
		1 アイティエム証券	H14.7.15	H14.7.24	H14.9.20	x	
		2 エーエフジェー・パートナーズ証券	H14.7.15	H14.7.18	H14.8.9		
		3 損保ジャパン・シグナ証券	H14.7.15	H14.7.18	H14.9.5		
		4 東京三菱ディーディーウォーターハウス証券	H14.7.15	H14.7.19	H14.9.24		
		5 あさひリテール証券	H14.8.26	H14.9.20	H14.10.25		
		6 エイチ・エス証券	H14.8.26	H14.9.19	H14.12.27	x	
		7 金十証券	H14.8.26	H14.9.13	H14.11.5	x	
		8 丸國証券	H14.8.26	H14.9.13	H14.11.5		
		9 三木証券	H14.8.26	H14.9.20	H14.12.10	x	
		10 明和証券	H14.8.26	H14.9.13	H14.12.4	x	
		11 宇都宮証券	H14.8.27	H14.9.10	H14.10.29		
		12 室清証券	H14.10.8	H14.10.29	H14.12.27		
		13 大成証券	H14.10.10	H14.10.24	H14.11.15		
		14 アイ・キャピタル証券	H14.10.15	H14.10.21	H14.11.11		
		15 ゲット証券	H14.10.15	H14.10.28	H14.12.18	x	
		16 スーパージーク証券	H14.10.15	H14.10.28	H14.11.12		
		17 トレイダーズ証券	H14.10.15	H14.10.24	H14.11.18		
		18 丸三証券	H14.10.16	H14.11.22	H15.3.11	x	
		19 ジェービック証券	H14.10.23	H14.10.30	H14.11.15		
		20 ワールド日栄証券	H14.11.12	H15.1.17	H15.4.25		
		21 中原証券	H14.11.18	H14.12.6	H15.1.24		
		22 ひまわり証券	H14.11.18	H14.11.29	H14.12.27		
		23 日本グローバル証券	H14.11.19	H14.12.13	H15.3.5	x	
		24 オリエント証券	H14.11.25	H14.12.17	H15.1.24		
		25 ファイナンシャルプランナーズ・リンク証券	H14.12.9	H14.12.12	H15.1.8		
		26 十字屋証券	H15.1.21	H15.2.7	H15.3.28		
		27 リテラ・クレア証券	H15.1.21	H15.2.14	H15.6.23	x	
		28 オリックス証券	H15.1.21	H15.2.7	H15.6.20	x	
		29 山二証券	H15.1.27	H15.2.7	H15.6.27		
		30 コアバシフィック山一証券	H15.2.17	H15.2.25	H15.3.28		
		31 ブルデンシャル・ファイナンシャル・アドバイザーズ証券	H15.2.17	H15.2.25	H15.4.24		
		32 日本ファースト証券	H15.2.24	H15.2.28	H15.3.28		
		33 山和証券	H15.3.5	H15.3.26	H15.6.27		
		34 新和証券	H15.3.6	H15.3.25	H15.4.17		
		35 日興コーディアル証券水戸支店	H15.3.11	H15.3.27	H15.4.17		
		36 ブライト証券	H15.3.17	H15.3.27	H15.4.25		
		37 赤木屋証券	H15.4.14	H15.5.7	H15.5.26		
		38 城南証券	H15.4.14	H15.4.22	H15.5.30		
		39 丸大証券	H15.4.14	H15.5.7	H15.6.26		
40 丸和証券	H15.4.14	H15.5.14	H15.5.30				
41 三田証券	H15.4.14	H15.5.7	H15.5.30				
42 白杵証券	H15.4.15	H15.4.25	H15.5.16				
43 スパークス証券	H15.4.21	H15.4.25	H15.5.26				
44 黒川木徳証券	H15.5.26	H15.6.13	H15.6.25				
45 新光証券浦和支店	H15.5.26	H15.6.12	H15.6.25				
46 野村證券さいたま支店	H15.5.27	H15.6.12	H15.6.26				
47 よこはま証券	H15.5.29	H15.6.10	H15.6.26				

担当	区分	被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通知日	勧告	同時 検査
	登金	1 北越銀行	H14.5.29	H14.6.11	H14.8.1		
		1 武蔵野銀行	H15.5.20	H15.6.2	H15.6.17		
		2 群馬銀行	H15.5.21	H15.6.2	H15.6.26		
近畿	国内	1 内藤証券	H14.2.26	H14.3.22	H14.7.18		
		2 永和証券	H14.5.21	H14.6.7	H14.8.23		
		3 西村証券	H14.5.21	H14.6.28	H14.8.27		
		1 篠山証券	H14.7.9	H14.7.19	H14.8.6		
		2 金吉証券	H14.8.20	H14.9.4	H14.12.12	×	
		3 パンタ・レイ証券	H14.8.20	H14.8.30	H14.9.27		
		4 高木証券	H14.10.1	H14.11.1	H15.5.8	×	
		5 塚本証券	H14.10.1	H14.10.18	H15.1.10		
		6 エヌシーエス証券	H14.11.19	H14.12.12	H15.4.9		
		7 奈良証券	H14.11.26	H14.12.6	H15.2.6		
		8 光証券	H15.1.15	H15.2.7	H15.6.4	×	
		9 西脇証券	H15.3.11	H15.3.20	H15.4.18		
		10 三京証券	H15.3.11	H15.3.27	H15.6.27		
		11 新光証券難波支店	H15.4.15	H15.4.30	H15.6.27		
		12 相生証券	H15.5.27	H15.6.6	H15.6.27		
		13 ユーエフジェイつばさ証券東大阪支店	H15.5.27	H15.6.6	H15.6.27		
	登金	1 関西銀行	H15.5.27	H15.5.30	H15.6.27		
北海道	国内	1 三菱証券旭川支店	H14.5.27	H14.6.7	H14.10.3	×	
		1 大和証券釧路支店	H14.11.5	H14.11.15	H15.1.7		
		2 日興コーディアル証券旭川支店	H15.1.20	H15.1.31	H15.4.2		
		3 大和証券帯広支店	H15.4.14	H15.4.24	H15.5.14		
		4 新光証券札幌支店	H15.5.12	H15.5.29	H15.6.26		
	登金	1 札幌銀行	H15.6.11	H15.6.13	H15.6.26		
東北	国内	1 山形証券	H14.5.23	H14.6.14	H15.8.28		
		1 みずほインベスターズ証券盛岡支店	H14.9.30	H14.10.11	H14.11.20		
		2 新光証券仙台支店	H14.10.21	H14.11.1	H15.1.9		
		3 日興コーディアル証券盛岡支店	H15.3.14	H15.3.28	H15.5.27		
		4 荘内証券	H15.4.8	H15.4.25	H15.6.23		
		5 ユーエフジェイつばさ証券会津支店	H15.5.27	H15.6.6	H15.6.23		
	登金	1 東邦銀行	H15.1.15	H15.1.24	H15.2.25		
東海	国内	1 松阪証券	H14.8.27	H14.9.6	H14.9.20		
		2 アーク証券	H14.9.25	H14.10.25	H15.5.8		
		3 新大垣証券	H14.11.6	H14.11.22	H15.1.27		
		4 伊勢証券	H14.12.3	H14.12.13	H15.2.28		
		5 豊証券	H15.1.8	H15.2.6	H15.6.25		
		6 丸八証券	H15.3.4	H15.3.31	H15.6.27		
		7 大徳証券	H15.5.7	H15.5.23	H15.6.18		
		8 大和証券静岡支店	H15.6.3	H15.6.13	H15.6.30		
		9 みずほインベスターズ証券岐阜支店	H15.6.9	H15.6.20	H15.6.27		
	登金	1 駿河銀行	H15.5.12	H15.5.16	H15.6.18		
北陸	国内	1 大和証券金沢支店	H14.5.28	H14.6.12	H14.7.15		
		1 荒町証券	H14.10.10	H14.10.23	H14.12.19		
		2 今村証券	H14.11.20	H14.12.6	H15.2.20		
		3 新光証券富山支店	H15.1.15	H15.1.29	H15.3.11		
		4 大和証券高岡支店	H15.3.12	H15.3.26	H15.5.23		
		5 新林証券	H15.4.8	H15.4.18	H15.6.18		
	登金	1 北國銀行	H14.10.30	H14.11.8	H14.12.24		
中国	国内	1 新光証券福山支店	H14.10.8	H14.10.25	H14.12.24		
		2 東海東京証券広島支店	H14.11.11	H14.11.22	H15.1.14		
		3 北田証券	H14.12.3	H14.12.20	H15.3.27		
		4 大和証券下関支店	H15.1.16	H15.1.29	H15.3.13		
	登金	1 広島銀行	H15.4.11	H15.4.24	H15.5.30		

担当	区分	被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通知日	勧告	同時 検査
四国	国内	1 三豊証券	H14.5.22	H14.6.11	H14.7.2		
		1 三菱証券高知支店	H14.10.25	H14.11.14	H15.2.7	×	
		2 阿波証券	H14.11.25	H14.12.12	H15.1.24		
		3 香川証券	H15.3.3	H15.4.4	H15.5.13		
		4 東海東京証券松山支店	H15.4.16	H15.5.9	H15.6.19	×	
	登金	1 愛媛銀行	H14.10.1	H14.10.9	H14.10.22		
九州	国内	1 大和証券鹿児島支店	H14.5.27	H14.6.20	H14.9.19		
		1 ユーエフジェイつばさ証券鹿児島支店	H14.9.30	H14.11.8	H15.1.24		
		2 東海東京証券宮崎支店	H15.2.3	H15.2.21	H15.4.16		
		3 岡三証券熊本支店	H15.4.14	H15.5.16	H15.5.29		
		4 日興コーディアル証券大分支店	H15.6.2	H15.6.13	H15.6.30		
	登金	1 熊本ファミリー銀行	H15.1.14	H15.1.17	H15.2.28		
福岡	国内	1 前田証券	H14.10.15	H14.11.14	H15.1.7		
		2 大和証券久留米支店	H15.1.8	H15.1.24	H15.2.25		
		3 新光証券佐世保支店	H15.4.3	H15.4.16	H15.4.25		
		4 飯塚中川証券	H15.2.26	H15.3.13	H15.5.6		
		5 日興コーディアル証券長崎支店	H15.5.8	H15.5.21	H15.6.16		
	登金	1 福岡銀行	H15.1.30	H15.2.13	H15.3.26		
沖縄	国内	1 沖縄証券	H15.3.5	H15.3.20	H15.4.18		

(注1) 斜字体数字は、平成13検査事務年度に検査を実施した法人である。

(注2) 勧告欄の×は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。

(注3) 同時検査欄の は、財務局等理財部(財務部検査課)との同時検査を行ったものである。

## 2 - 3 勧告実施状況

### 1 勧告実施件数一覧表

(単位：件)

区 分	10年7月 ～ 11年6月	11年7月 ～ 12年6月	12年7月 ～ 13年6月	13年7月 ～ 14年6月	14年7月 ～ 15年6月
勧 告 件 数	36	37	34	26	30
検 査 結 果 に 基 づ く 勧 告	34	37	33	25	30
監視委員会の行った 検査に基づく勧告	4	12	11	6	11
財務局長等の行った 検査に基づく勧告	30	25	22	19	19
犯 則 事 件 の 調 査 に 基 づ く 勧 告	2		1	1	

## 2 勧告件数（法令違反等の内容別）

（単位：件）

法令違反等の内容	勧告対象の別	10年7月	11年7月	12年7月	13年7月	14年7月	合 計
		11年6月	12年6月	13年6月	14年6月	15年6月	
向い呑み及び呑み行為	会社及び役員	1	1	1			3
	会社のみ		1				1
	役員のみ						
取引報告書の不交付又は虚偽記載	会社及び役員	1	2				3
	会社のみ	1	1	1			3
	役員のみ						
法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な有価証券の売買に関する管理の状況	会社及び役員						
	会社のみ		1	1	1		3
	役員のみ						
断定的判断を提供して勧誘する行為	会社及び役員						
	会社のみ						
	役員のみ	1					1
取引一任勘定取引契約の締結	会社及び役員		1	2	2	2	7
	会社のみ	1	1				2
	役員のみ	17	14	11	13	12	67
委託注文に優先する自己の計算による有価証券の売買をする行為	会社及び役員						
	会社のみ			1			1
	役員のみ						
有価証券の売買に関する虚偽表示又は重要な事項について誤解を生ぜしめる行為	会社及び役員		1	3			4
	会社のみ			5	3	1	9
	役員のみ	1	1	1	1		4
特別の利益を提供することを約して勧誘する行為	会社及び役員		2	2	1		5
	会社のみ		2	4		2	8
	役員のみ						
作為的相場形成	会社及び役員	4	4	2	2	4	16
	会社のみ		1			2	3
	役員のみ		3	2		1	6
投機的利益追求	会社及び役員						
	会社のみ						
	役員のみ	14	4	5	8	7	38
安定操作期間中による買付け	会社及び役員						
	会社のみ						
	役員のみ						
損失補てん等	会社及び役員	2	4	1			7
	会社のみ			1			1
	役員のみ	3	1	1	2		7
通常の取引条件と著しく異なる条件での親法人等との取引	会社及び役員						
	会社のみ		2				2
	役員のみ						
引受有価証券の親法人等への売却を行う行為	会社及び役員						
	会社のみ			1			1
	役員のみ						
親法人等との非公開情報の授受	会社及び役員					1	1
	会社のみ						
	役員のみ						

法令違反等の内容	勧告対象の別	10年7月	11年7月	12年7月	13年7月	14年7月	合 計
		～11年6月	～12年6月	～13年6月	～14年6月	～15年6月	
有価証券を売却する場合における引受人の信用供与	会社及び役職員		1				1
	会社のみ						
	役職員のみ						
外務員の職務に関する著しく不適当な行為	会社及び役職員						
	会社のみ						
	役職員のみ	2	2	3	1	2	10
有価証券の募集のため偽計を用いる行為	会社及び役職員		1				1
	会社のみ						
	役職員のみ						
政令の定めるところに違反した空売り	会社及び役職員				1		1
	会社のみ	3	3		2		8
	役職員のみ						
インサイダー取引	会社及び役職員						
	会社のみ						
	役職員のみ	1	1				2
一定の配当等の表示を行う行為	会社及び役職員			1			1
	会社のみ						
	役職員のみ						
報告徴取に対する虚偽報告	会社及び役職員		1				1
	会社のみ						
	役職員のみ						
検査を忌避する行為	会社及び役職員			1			1
	会社のみ						
	役職員のみ						
調達資金が親法人への弁済に充てられることの不告知	会社及び役職員						
	会社のみ					1	1
	役職員のみ						
なりすましの疑義のある取引について本人確認を行わない行為	会社及び役職員						
	会社のみ					1	1
	役職員のみ						
合 計	会社及び役職員	8	18	13	6	7	52
	会社のみ	5	12	14	6	7	44
	役職員のみ	39	26	23	25	22	135

(注) 1 1件の勧告で複数の法令違反等の指摘を行う場合があるため、勧告件数とは一致しない。

2 上記のほか、内部管理上の問題として勧告を行っている。

### 3 勧告事案の概要一覧表

- (凡例) 印は、会社及び役職員が勧告の対象となったもの。  
 印は、会社が勧告の対象となったもの。  
 ・印は、役職員が勧告の対象となったもの。  
 区分欄中段の(検査)とは、検査結果に基づき勧告を行ったもの。(調査)とは、犯則事件の調査結果に基づき勧告を行ったもの。  
 区分欄下段の表示は、検査を実施した財務局等の略称(表示のないものは、監視委員会の検査)。

(平成14年7月～15年6月)

一連番号	勧告実施年月日(区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	14.7.11 (検査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引一任勘定取引の契約を締結する行為</li> </ul> <p>岡三証券(株)の名古屋支店営業部付証券投資相談員は、平成12年12月7日から平成13年10月3日にかけて、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約をそれぞれ締結した上で、平成12年12月8日から平成14年4月5日までの間、取引を受託、執行した(売買回数93回、売買株数約9万株)。</p>	役職員(外務員)に対する処分 職務停止5週間
2	14.8.2 (検査) 関東	<ul style="list-style-type: none"> <li>証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買</li> </ul> <p>金山証券(株)の営業第一部長は、平成10年11月10日から平成14年1月31日までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株券の売買を多数回にわたり行った(売買回数266回、売買株数約126万株)。</p>	役職員(外務員)に対する処分 職務停止6週間
3	14.8.27 (検査) 関東	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引一任勘定取引の契約を締結する行為</li> </ul> <p>1. 立花証券(株)の本店投資相談部歩合外務員は、平成13年5月22日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年5月29日から平成14年1月16日までの間、取引を受託、執行した(売買回数202回、売買株数約65万株)。</p>	役職員(外務員)に対する処分 職務停止2週間

一連 番号	勧告実施 年 月 日 ( 区分 )	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
3 つづき		<p>2. 横浜支店長は、平成10年7月23日から平成13年7月2日にかけて、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数292回、売買株数約1,125万株）。</p> <p>3. 本店第三営業部専任課長は、平成11年12月3日から平成14年1月18日にかけて、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格、又は数及び価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数579回、売買株数約126万株）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実勢を反映しない作爲的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託をする行為</li> </ul> <p>本店第三営業部専任課長は、平成12年11月9日及び11月10日、複数の顧客が、保有する特定の上場銘柄の株券について、その売買益の実現を図るため、一連の成行又は高い指値の買付注文及び売付注文を連続して発注する方法により、この銘柄の株価を引き上げることを知りながら、一連の売買注文を受託、執行した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買</li> </ul> <p>本店資産運用部専任部長は、平成3年6月13日から平成13年12月10日までの間、複数の顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株券の売買を多数回にわたり行った（売買回数3,915回、売買株数約1,822万株）。</p>	<p>役職員(外務員)に対する処分 職務停止4週間</p> <p>役職員(外務員)に対する処分 職務停止13週間 下記本店第三営業部専任課長と同一人物で、処分内容は下記分を含む。</p> <p>役職員(外務員)に対する処分 職務停止13週間 上記本店第三営業部専任課長と同一人物で、処分内容は上記分を含む。</p> <p>役職員(外務員)に対する処分 職務停止37週間</p>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
4	14.9.10 (検査)	<p>実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引</p> <p>バンクオブアメリカ・セキュリティーズ・ジャパン・インク東京支店株式金融商品本部トレーディング部長等は、その業務に関し、特定の上場銘柄の株券を対象とするEB（他社株券償還特約付社債券）について、対象銘柄の株価の水準により現金償還となるか株券償還となるかの償還条件が判定される日である平成13年12月5日の14時59分から大引けにかけて、当社の親法人が、EBが株券償還となる場合に備えて保有していた対象銘柄の株券の保有リスクを回避させるために、対象銘柄の株価の終値を、EBが株券償還となる償還条件判定価格（175円）未満の価格とすることを意図して、引け条件を付した償還条件判定価格より低い指値（174円）の一連の大量の売付注文を発注することにより、この大量の売付注文がすべて約定しない限り、対象銘柄の株価の終値が償還条件判定価格以上とはならない状況を作り出した。</p> <p>なお、この結果、対象銘柄の株価の終値は、償還条件判定価格を下回ることとなり、当社の親法人は対象銘柄の株券の保有リスクを免れることとなった。</p> <p>（注1）本件は、上記の売付注文自体が約定成立しなかったものであるが、未約定の場合においても上記法令で規定する「売買取引」に該当するものである。</p> <p>（注2）東京支店株式金融商品本部トレーディング部長については、既に外務員登録が抹消されていたため、個人に対する処分は求めているない。</p>	<p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務停止処分相当であることを踏まえ、責任の所在の明確化</li> <li>・法令違反の根絶に向け、内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止のための具体的な計画の策定</li> <li>・上記について対応状況を書面で報告</li> </ul>
5	14.9.20 (検査) 関東	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引一任勘定取引の契約を締結する行為</li> </ul> <p>アイティーエム証券㈱の取締役営業部長は、平成12年6月8日から平成14年7月24日にかけて、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数224回、売買株数約414万株）。</p>	<p>役職員(外務員)に対する処分 職務停止4週間</p>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
6	14.10.3 (検査) 北海道	<p>・ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為</p> <p>三菱証券㈱の旭川支店貯蓄相談課営業員は、平成11年4月14日から平成12年9月21日にかけて、多数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部又はこれらの一部について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、平成11年4月15日から平成12年10月6日までの間、取引を受託、執行した(売買回数332回、売買株数約9万株)。</p>	<p>役職員(外務員)に対する処分 職務停止3週間</p>
7	14.11.5 (検査) 関東	<p>・ 証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買</p> <p>金十証券㈱の本店営業部歩合外務員は、平成10年3月4日から平成14年9月4日までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株券の売買を多数回にわたり行った(売買回数1,586回、売買株数約217万株)。</p>	<p>役職員(外務員)に対する処分 職務停止25週間</p>
8	14.11.15 (検査) 関東	<p>取引一任勘定取引の契約を締結する行為</p> <p>1. 藍澤證券㈱の大井支店歩合外務員は、その業務に関し、平成10年1月20日及び平成11年11月1日、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成10年1月20日から平成14年4月19日までの間、取引を受託、執行した(売買回数832回、売買株数約626万株)。</p> <p>2. 三島支店歩合外務員は、その業務に関し、平成13年12月17日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年12月18日から平成14年5月27日までの間、取引を受託、執行した(売買回数105回、売買株数約8万株)。</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令 ・大井支店及び三島支店の株券の売買に係る受託業務の停止2日 業務改善命令 ・内部管理体制の抜本的な見直し、責任の所在の明確化 ・法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役員に周知徹底する方策を講じる</p>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
8 つき		<p>3. 上記使用人2名のほか使用人1名が、その業務に関し、取引一任勘定取引の契約の締結をしているのが認められたが、同社では、取引一任勘定取引の契約の締結行為は過去の検査においても指摘されている。</p> <p>・ 証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買</p> <p>水戸支店歩合外務員は、平成8年7月10日から平成14年2月4日までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株券の売買を多数回にわたり行った(売買回数4,558回、売買株数約688万株)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全役職員に対する法令遵守の徹底に係る研修を実施し、その内容と結果を報告</li> <li>・ 社内検査の充実・強化を図り、定期的に検査結果を報告</li> </ul> <p>役職員(外務員)に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大井支店歩合外務員 職務停止9週間</li> <li>・ 三島支店歩合外務員 職務停止4週間</li> </ul> <p>役職員(外務員)に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水戸支店歩合外務員 職務停止22週間</li> </ul>
9	14.11.29 (検査)	<p>実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引</p> <p>ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド東京支店株式派生商品部トレーダーは、その業務に関し、特定の上場銘柄の株券を対象とするEB(他社株券償還特約付社債券)について、対象銘柄の株価の水準により現金償還となるか株券償還となるかの償還条件が判定される日である平成13年5月17日の大引け間際に、当社が、EBが株券償還となる場合に備えて保有していた対象銘柄の株券の保有リスクを回避するために、対象銘柄の株価の終値をEBが株券償還となる価格(719円未満の価格)とすることを意図して、指値718円の大量の売付注文を発注し、株価を直近約定価格719円から718円に下落させ、更にこの大量の売付注文が全て約定しない限り、対象銘柄の株価の終値が719円以上とはならない状況を作り出した。</p>	<p>会社に対する処分</p> <p>業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京支店の自己の計算による株券の売買業務の停止10日</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化</li> <li>・ 上記について対応状況を書面で報告</li> </ul>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
9 つづき		<p>なお、この結果、対象銘柄の株価の終値は718円となり、E Bの株券償還が決定し、当社は、対象銘柄の株券の保有リスクを免れることとなった。</p> <p>(注)本件は、発注した1回の売付注文が複数に分かれて約定したものであるが、1回の注文の場合であっても上記法令で規定する「一連の有価証券の売買取引」に該当するものである。</p>	
10	14.12.4 (検査) 関東	<p>・証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買</p> <p>明和証券(株)の本店営業部営業課歩合外務員は、平成13年5月16日から平成14年8月16日までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株券の売買を多数回にわたり行った(売買回数45回、売買株数約34万株)。</p>	<p>役職員(外務員)に対する処分 職務停止3週間</p>
11	14.12.10 (検査) 関東	<p>有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為</p> <p>三木証券(株)は、平成12年6月から10月にかけて、複数の銘柄のE B(他社株券償還特約付社債券)の売出期間経過後における販売に際し、E Bの対象となる株券の株価の下落に伴いE Bの時価が下落している状況において、多数の顧客に対し、この時価を反映した適正な取引価格ではなく、適正な取引価格よりも高い売出価格と同値の取引価格を提示することにより、提示した価格が適正な取引価格であるという誤解をさせるような表示を行った。</p>	<p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部管理体制の充実・強化、責任の所在の明確化</li> <li>・法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底する方策を講ずる</li> <li>・全役職員に対する法令遵守意識の徹底に係る研修を実施し、その内容と結果を報告</li> <li>・社内検査の充実・強化を図り、定期的に検査結果を報告</li> </ul>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
12	14.12.12 (検査) 近畿	<p>・ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為</p> <p>金吉証券㈱の本店第二営業部歩合外務員は、平成13年9月18日頃、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年9月28日から平成14年4月8日までの間、取引を受託、執行した(売買回数140回、売買株数約15万株)。</p>	<p>役職員(外務員)に対する処分 職務停止2週間</p>
13	14.12.18 (検査) 関東	<p>・ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為</p> <p>ゲット証券㈱の営業第三部付部長は、平成13年11月7日から平成14年8月28日にかけて、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約をそれぞれ締結した上で、平成13年11月9日から平成14年10月17日までの間、取引を受託、執行した(売買回数187回、売買株数約40万株)。</p>	<p>役職員(外務員)に対する処分 職務停止3週間</p>
14	14.12.19 (検査)	<p>特別の利益を提供することを約して勧誘する行為</p> <p>アイエヌジー・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドは、平成10年1月、特定の法人顧客に対し、この顧客の保有するほとんど無価値の償還期日直前の債券について、専ら顧客に生ずる損失を先送りすることを目的として、損失を転嫁する新たな債券を取得させるとともに、新たな債券の発行等に伴い発生する費用を別の債券を取得させることで負担させるスキームを提示し、顧客の損失を表面化させないことを可能にすることを約束して、新たな債券の取得の勧誘を行った。</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令 ・ 東京支店デット・マーケットツ部のすべての業務の停止3日 業務改善命令 ・ 内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化 ・ 上記について対応状況を書面で報告</p>

一連 番号	勧告実施 年 月 日 ( 区分 )	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
15	14.12.27 ( 検査 ) 関東	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為</li> </ul> <p>エイチ・エス証券㈱の日本橋支店営業部次長は、平成14年4月30日から5月16日にかけて、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部又はこれらの一部について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、平成14年5月1日から9月10日までの間、取引を受託、執行した(売買回数206回、売買株数約106万株)。</p>	<p>役職員(外務員)に対する処分 職務停止2週間</p>
16	15.2.7 ( 検査 ) 四国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引一任勘定取引の契約の締結及び外務員の職務に関する著しく不適当な行為</li> </ul> <p>三菱証券㈱の高知支店資産運用課課長代理は、平成11年10月15日から平成12年8月7日にかけて、複数の顧客との間で、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 株券及び債券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年10月18日から平成13年3月5日までの間、取引を受託、執行した(売買回数182回、売買株数約20万株ほか)。</li> <li>2. 募集に係る株券の取得の申込み及び投資信託の受益証券の取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、取得の申込み又は解約の別、銘柄及び数の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年10月22日から平成13年1月19日までの間、取引を受託、執行した(売買回数35回、売買数量2千株ほか)。</li> </ol>	<p>役職員(外務員)に対する処分 職務停止3週間</p>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
17	15.2.25 (検査)	<p>実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引</p> <p>ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・アジア・プライベート・リミテッド東京支店エクイティデリバティブズ・アジア太平洋トレーディング部ジャパン・シングルストックス・デスク(現、日本株式トレーディング本部デリバティブ・シングルストックス部)トレーダーは、その業務に関し、特定の上場銘柄の株券を対象とするEB(他社株券償還特約付社債券)について、対象銘柄の株価の水準により現金償還となるか株券償還となるかの償還条件が判定される日である平成13年1月16日の14時58分から大引けにかけて、当社の関係会社が、EBが株券償還となる場合に備えて保有していた対象銘柄の株券の保有リスクを回避するために、対象銘柄の株価の終値をEBが株券償還となる価格(797円未満の価格)とすることを意図して、指値796円及び795円の大量の売付注文を発注し、株価を直近約定価格の800円から795円まで下落させ、更にこの大量の一連の売付注文がすべて約定しない限り、対象銘柄の株価の終値が797円以上とはならない状況を作り出した。</p> <p>なお、この結果、対象銘柄の株価の終値は795円となり、EBの株券償還が決定した。</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京支店の自己の計算による株券の売買業務の停止10日</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化</li> <li>・上記について対応状況を書面で報告</li> </ul> <p>役職員(外務員)に対する処分 職務停止8週間</p>
18	15.3.5 (検査) 関東	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引一任勘定取引の契約を締結する行為</li> </ul> <p>1. 日本グローバル証券㈱の国分寺支店投資アドバイザー課営業員は、平成13年3月22日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年3月22日から平成14年7月8日までの間、取引を受託、執行した(売買回数312回、売買株数約7万株)</p>	<p>役職員(外務員)に対する処分 職務停止9週間</p>

一連 番号	勧告実施 年 月 日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
18 つづき		<p>2. 国分寺支店投資アドバイス課長は、平成13年10月2日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年10月2日から平成14年3月11日までの間、取引を受託、執行した(売買回数120回、売買株数約26万株)。</p> <p>3. 本店営業部第三投資アドバイス課長は、平成13年10月11日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年10月11日から平成14年6月5日までの間、取引を受託、執行した(売買回数59回、売買株数約2万株)。</p>	<p>役職員(外務員)に対する処分 職務停止3週間</p> <p>役職員(外務員)に対する処分 職務停止2週間</p>
19	15.3.7 (検査)	<p>実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引</p> <p>日興ソロモン・スミス・バーニー・リミテッドは、特定の法人顧客との間で、この顧客が保有する多数の上場銘柄の大量の株券を買い付け、この買入株券をもとにETF(株価指数連動型投資信託)を組成する契約を締結していたが、この契約では、買入株券に係る顧客への支払金額については、ETF組成に不足する株券の総額を特定の日における東京証券取引所の各銘柄の終値により計算し、これをETFの総額から控除する方法で決定する旨定められていた。</p> <p>平成14年7月18日、同証券エクイティ本部プログラム・トレーディングデスク マネージングディレクターは、その業務に関し、多数の不足株券の買付けに際して、上記契約において、不足銘柄の特定の日における東京証券取引所における終値が同証券の平均買付単価を上回るほど同証券に利益が発生することとなっている中で、当日の東京証券取引所の終値を引き上げる目的で、</p> <p>1. 複数の銘柄について、14時59分頃から大引けにかけて、約定により価格の上昇がほぼ確実と予想されるような著しく過大な数量の株券を、成行及び引け条件を付した成行で東京証券取引所へ買付発注し、</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京支店の自己の計算による株券の売買業務の停止20日</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化</li> <li>・上記について対応状況を書面で報告</li> </ul> <p>役職員(外務員)に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム・トレーディングデスク マネージングディレクター</li> </ul> <p>職務停止16週間</p>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
19 つづき		<p>2. 主たる取引所が大阪証券取引所である複数の銘柄については、14時56分頃から大引けにかけて、海外関係会社の口座を使用して小口の成行の買付注文を連続して東京証券取引所に発注するとともに、大阪証券取引所での直近約定価格に一定割合を上乗せした指値の買付注文を、上乗せ率を大引けにかけて徐々に引き上げながら連続して東京証券取引所に発注し、それぞれの銘柄について東京証券取引所の終値を引き上げた。</p>	
20	15.3.11 (検査) 関東	<p>取引一任勘定取引の契約を締結する行為</p> <p>1. 丸三証券㈱福生支店長は、その業務に関し、平成12年12月13日及び平成14年4月26日、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年1月5日から平成14年10月29日までの間、取引を受託、執行した(売買回数254回、売買株数約46万株)。</p> <p>2. 高津支店長は、その業務に関し、平成13年10月12日から平成14年7月12日にかけて、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部又はこれらの一部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年10月12日から平成14年7月12日までの間、取引を受託、執行した(売買回数57回、売買株数約6万株)。</p> <p>3. 秩父支店歩合外務員は、その業務に関し、平成13年12月17日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年12月17日から平成14年11月7日までの間、取引を受託、執行した(売買回数48回、売買株数約14万株)。</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新宿及び高津支店の株券の売買に係る受託業務の停止4日間</li> <li>・秩父支店の株券の売買に係る受託業務の停止2日間</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部管理体制の充実・強化、責任の所在の明確化</li> <li>・法令違反行為の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底する方策を講ずる</li> <li>・役職員に対する法令遵守意識の徹底に係る研修を実施し、その内容と結果を報告</li> <li>・社内検査の充実・強化を図り、検査結果を報告</li> </ul>

一連 番号	勧告実施 年 月 日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
20 つづき		<p>4. 上記使用人3名のほか使用人11名が、その業務に関し、取引一任勘定取引の契約の締結をしており、証券会社が行ったこれらの契約の締結行為は、上記法令違反に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買</li> </ul> <p>千葉支店営業課主任は、平成13年3月9日から平成14年10月1日までの間、顧客の口座を使用し、専ら投機的利益の追求を目的として、自己の計算に基づく株券の売買を多数回にわたり行った（売買回数107回、売買株数約2万株）。</p>	<p>役職員(外務員)に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福生支店長 職務停止4週間</li> <li>高津支店長 職務停止3週間</li> <li>秩父支店歩合外務員 職務停止2週間</li> </ul> <p>役職員(外務員)に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>千葉支店営業課主任 職務停止4週間</li> </ul>
21	15.3.14 (検査)	<p>有価証券の発行による調達資金が親法人等への弁済に充てられることの不告知</p> <p>農中証券㈱は、平成12年11月から平成14年12月にかけて、同社の親法人に借入金を有している者が発行する有価証券の引受人となる際、この有価証券の発行に係る手取金が借入金の返済に充てられる蓋然性が極めて高いことを知りながら、その事情を顧客に告げることなく有価証券の売却を行った。</p> <p>(注) 本件は、調達資金が親法人に対する弁済に充てられる蓋然性が極めて高いことを知っていたなどの状況から、上記法令で規定する「知りながら」に該当するものである。</p>	<p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化</li> <li>親法人等との関係における適正な業務運営の確保に向けた具体的対応方法の策定</li> </ul>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
22	15.3.28 (検査)	<p>なりすましの疑義のある取引についての本人確認義務違反</p> <p>カブドットコム証券(株)は、携帯電話番号等による顧客口座の名寄せを行った結果、携帯電話番号等が同一でありながら姓や住居が異なる多数のインターネット取引専用口座を把握していたが、平成15年1月6日以降、これら多数の口座のうち、複数の顧客からの株券の委託注文の受託に際し、注文の発注者が取引の名義人になりすましている疑いがあるにもかかわらず、本人確認を行わないまま、注文を受託、執行した。なお、これら疑いのある取引を行っていた口座について、仮名取引等の確認を行ったところ、</p> <p>(1) 仮名取引が行われていた口座が1口座、  (2) 顧客に全く連絡が取れず、本人確認が行えない状況にあり、取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いの強い口座が3口座、  の合計4口座認められた。</p>	<p>会社に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件違反行為の是正</li> <li>・ 責任の所在の明確化</li> <li>・ 役職員の法令遵守意識の徹底</li> <li>・ 本人確認の徹底を含む顧客管理体制の構築</li> <li>・ 顧客管理規程等の内部管理規則の総点検</li> <li>・ 上記について対応状況を書面で報告</li> </ul>
23	15.5.8 (検査) 近畿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外務員の職務に関する著しく不適当な行為</li> </ul> <p>高木証券(株)の本店投資営業部歩合外務員は、平成13年9月から平成14年8月にかけて、複数の顧客との間で、投資信託の受益証券の取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別に相当する取引の別、銘柄及び数の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年9月13日から平成14年9月24日までの間、取引を受託、執行した(売買回数76回、売買数量約11万口)。</p>	<p>役職員(外務員)に対する処分 職務停止2週間</p>
24	15.6.4 (検査) 近畿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為</li> </ul> <p>光証券(株)の本店営業第一部付課長は、平成14年9月19日及び10月25日、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成14年9月19日から平成15年2月6日までの間、取引を受託、執行した(売買回数83回、売買株数28万株)。</p>	<p>役職員(外務員)に対する処分 未定</p>

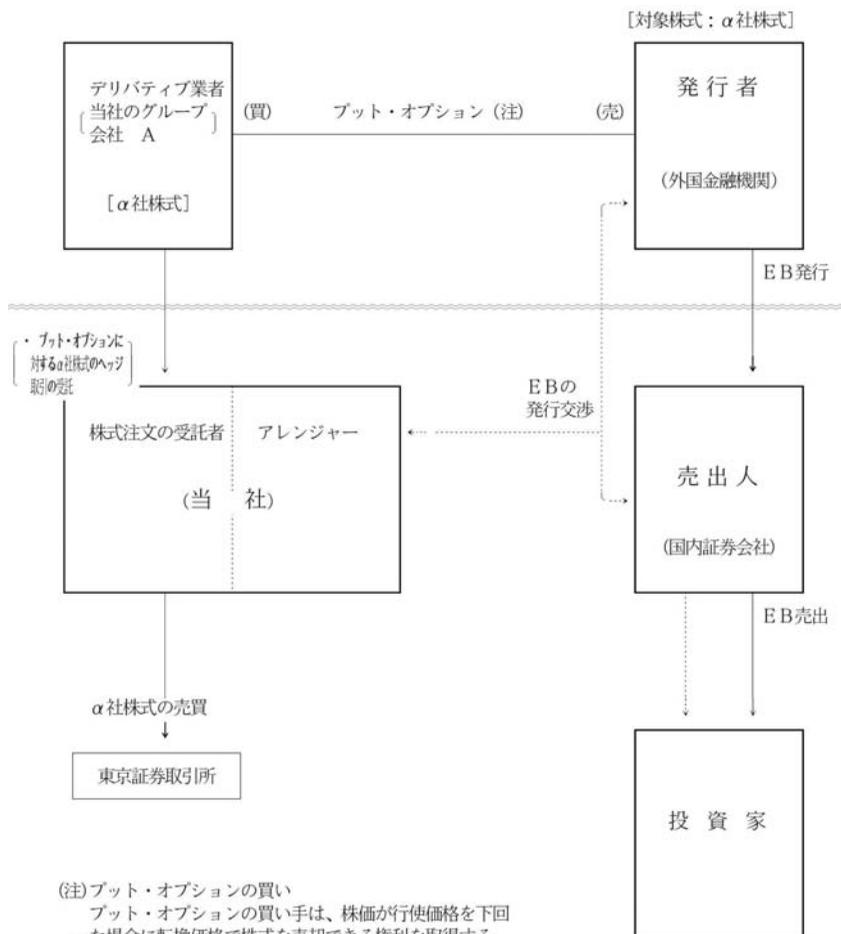
一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
25	15.6.19 (検査) 四国	<p>・ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為</p> <p>東海東京証券㈱の松山支店投資アドバイザーは、平成11年10月18日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年10月18日から平成15年1月17日までの間、取引を受託、執行した(売買回数898回、売買株数457万株)。</p>	<p>役員(外務員)に対する処分 未定</p>
26	15.6.20 (検査) 関東	<p>・ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為</p> <p>オリックス証券㈱の本店投資運用部歩合外務員は、平成13年8月16日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年8月17日から平成14年4月19日までの間、取引を受託、執行した(売買回数63回、売買株数31万株)。</p>	<p>役員(外務員)に対する処分 職務停止2週間</p>
27	15.6.23 (検査)	<p>実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引</p> <p>東海東京証券㈱のエクイティディーリング部マネージャーは、平成14年6月から平成15年3月にかけて、その業務に関し、多数の上場銘柄の株券について、自己の買付注文又は売付注文が約定した後に、他の市場参加者からの買付注文又は売付注文を誘うことにより、これらの銘柄の株価を自己に有利に動かすこと(買付注文を約定させている場合には株価を上昇させること、売付注文を約定させている場合には株価を下落させること)を意図して、約定させる意思のない大量の一連の指値の買付注文又は売付注文を行った。</p> <p>なお、その後これらの銘柄の株価が上昇し又は下落した後にエクイティディーリング部マネージャーは、当初に買い付け又は売り付けた注文の反対売買となる売付注文又は買付注文を行い、これが自己に有利な価格で約定すると、直ちに上記注文の取り消しを行っている。</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令 ・ 自己の計算による株券の売買業務の停止10日間 業務改善命令 ・ 内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底及び責任の所在の明確化 ・ 売買管理体制の抜本的な見直し・具体策の策定及び再発防止策の策定・徹底</p> <p>役員(外務員)に対する処分 職務停止8週間</p>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
28	15.6.23 (検査) 関東	<p>実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引</p> <p>リテラ・クレア証券(株)のディーリング部ディーラー4名は、平成15年1月、その業務に関し、多数の上場銘柄の株券について、自己の買付注文又は売付注文が約定した後に、他の市場参加者からの買付注文又は売付注文を誘うことにより、これらの銘柄の株価を自己に有利に動かすこと(買付注文を約定させている場合には株価を上昇させること、売付注文を約定させている場合には株価を下落させること)を意図して、約定させる意思のない大量の一連の指値の買付注文又は売付注文を行った。</p> <p>なお、その後これら銘柄の株価が上昇し又は下落した後に、ディーリング部ディーラーは、当初に買い付け又は売り付けた注文の反対売買となる売付注文又は買付注文を行い、これが自己に有利な価格で約定すると、直ちに上記注文の取り消しを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買</li> </ul> <p>大阪支店投資営業部歩合外務員は、平成9年5月7日から平成15年1月24日までの間、顧客の口座を使用し、専ら投機的利益の追求を目的として、自己の計算に基づく株券の売買を多数回にわたり行った。</p>	<p>会社に対する処分</p> <p>業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己の計算による株券の売買業務の停止10日間</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令違反の根絶に向けた内部管理体制の充実・強化を図るとともに責任の所在の明確化を図る</li> <li>売買管理体制の抜本的な見直し等「再発防止策」を策定するとともに、役職員に周知徹底する</li> <li>法令遵守意識の徹底を図るための全役職員に対する研修の実施</li> </ul> <p>役職員(外務員)に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ディーリング部ディーラーA 職務停止9週間</li> <li>ディーリング部ディーラーB 職務停止8週間</li> <li>ディーリング部ディーラーC 職務停止8週間</li> <li>ディーリング部ディーラーD 職務停止8週間</li> <li>大阪支店投資営業部歩合外務員 職務停止6週間</li> </ul>

一連 番号	勧告実施 年 月 日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
29	15.6.24 (検査)	<p>特別の利益を提供することを約して勧誘する行為</p> <p>クレディ アグリコル インドスエズ セキュリティズ(ジャパン)リミテッドは、平成14年3月19日、特定の法人顧客に対し、取引の継続の見返りとして、既に発生していた顧客の責に帰すべき事由により生じた株券の委託売付注文の受渡未済費用(いわゆるフェイルコスト)に係る債権を放棄することを約束して、有価証券の取引の勧誘を行った。</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京支店の株券の売買の受託業務の停止2日間</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化</li> <li>・上記について対応状況を書面で報告</li> </ul>
30	15.6.30 (検査)	<p>顧客に関する非公開情報を親法人等から受領し、又は親法人等に提供する行為</p> <p>しんきん証券㈱代表取締役社長は、平成13年6月、その業務に関し、親法人の役職員が職務上知り得た特別の情報である顧客の財務状況の資料を親法人から受領するよう社内に指示し、同年7月以降毎月、顧客の同意を得ないまま、これを親法人から受領した。また、常務取締役及び債券営業部長は、平成15年5月、その業務に関し、顧客の同意を得ないまま、顧客の有価証券の売買に係る注文の動向を親法人に提供した。</p>	<p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化</li> <li>・親法人等との関係における適正な業務運営の確保に向けた具体的対応方法の策定</li> </ul> <p>役職員(外務員)に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表取締役社長 職務停止6週間</li> <li>・常務取締役 職務停止4週間</li> <li>・債券営業部長 職務停止3週間</li> </ul>

・バンクオブアメリカ・セキュリティーズ・ジャパン・インクに係る勧告資料  
 (勧告事案の概要一覧表 一連番号4)

1. 本件EBの仕組み



## 2 . 本件 E B の概要

対象株式： 社株式

発 行 者：海外の金融機関

売 出 人：国内準大手証券会社

発 行 額：約18億 2 千万円

額面金額：175,000円

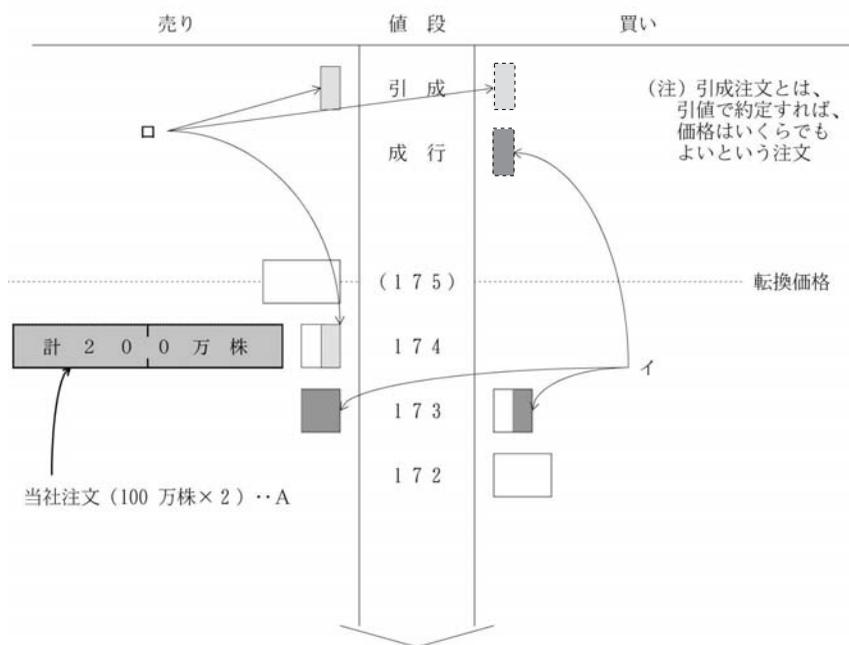
転換価格：175円

発行日（償還日）：平成13年 6 月12日（同年12月12日）

クーポン：年率 5 %

償還条件判定日(判定に使用する株価)：平成13年12月 5 日(東証終値)

### 3. 作爲的相場の形成状況（概略）



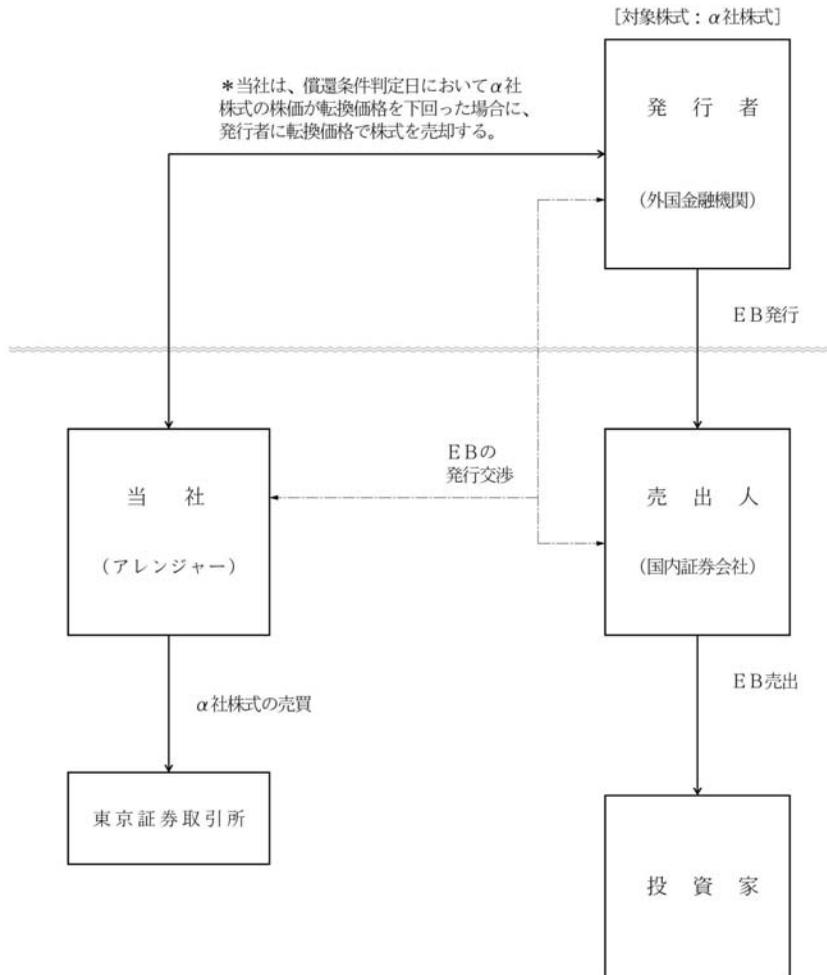
#### ・取引経過

当社は、14：59という大引け直前の時間帯に、174円の価格でまず100万株の引け指値売り注文を入れ、更に15：00直前に再度同価格で100万株の引け指値売り注文を入れた（合計200万株。上記A）。（注）引け指値売り注文とは、引値が「当該価格以上の条件」であれば約定するという注文。

この間、市場では173円の約定が成立していた（上記イ）が、の当社の引け指値売り注文Aにより、当該の注文Aが全て消化されない限り175円以上の終値にならない状況となっていた。結局、当日の終値は174円で引けた（上記口）。

・ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ（ジャパン）リミテッド  
に係る勧告資料 （勧告事案の概要一覧表 一連番号 9）

1. 本件EBの仕組み



## 2 . 本件 E B の概要

対象株式： 社株式

発 行 者：海外の金融機関

売 出 人：国内準大手証券会社

発 行 額：約13億 8 千万円

額面金額：719,000円

転換価格：719円

発 行 日：平成13年 1 月29日

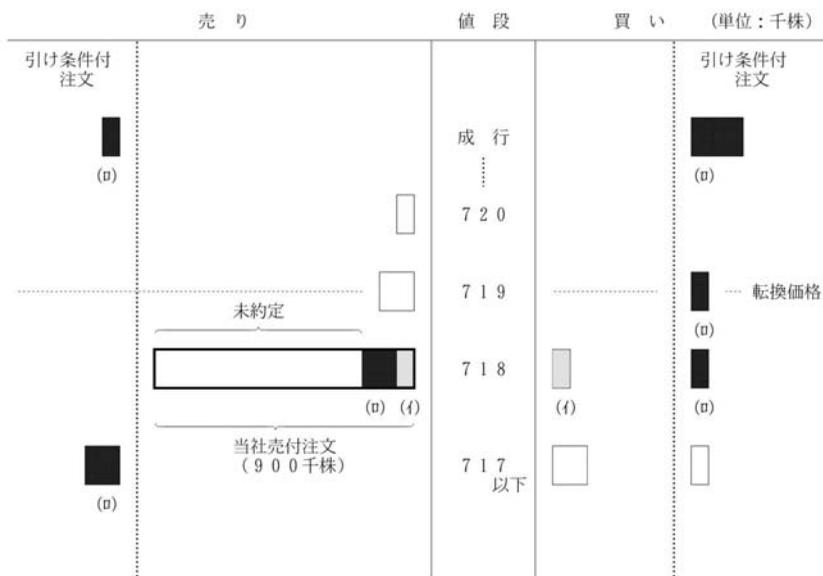
償 還 日：平成13年 5 月24日

ク ー ポ ン：年率6.5%

償還条件判定日：平成13年 5 月17日

判定に使用する株価:償還条件判定日の東証終値

### 3. 作為的相場の形成状況（概略）



(注)「引け条件付注文」とは、大引け時のみ有効となる注文である。

#### 【取引経過】

当該銘柄は、14:59に719円で約定し、買付注文の最も高い値段は718円、売付注文の最も低い値段は719円となっていた。(引け条件付注文を除く)

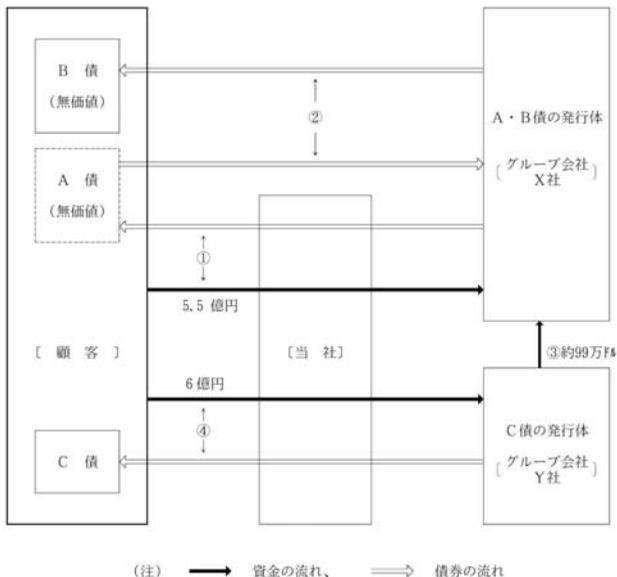
このような状況の中、当社は14:59:54に、900千株718円の大量の売付注文を発注した。

当該売付注文の一部が、718円の買付注文との間で約定成立した(イ)後、当該売付注文の残りが全て消化されない限り、719円以上の終値にならない状況となり、大引けを迎えた。

この結果、当日は718円で引けた(ロ)。なお、当該売付注文の大半は未約定となった。

・アイエヌジー・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドに係る勧告資料  
 (勧告事案の概要一覧表 一連番号14)

取引概念図



顧客は、当社を通じて5.5億円で、東南アジア某国の企業発行の手形を担保として、X社が発行した期間約5ヶ月のリパッケージ債、A債を購入。アジア通貨危機により、満期日に償還の見通しがたたなかったため、X社が負担することになっていた為替費用約75万ドルを顧客が肩代わりすることを条件に、期日を約1ヶ月延長。

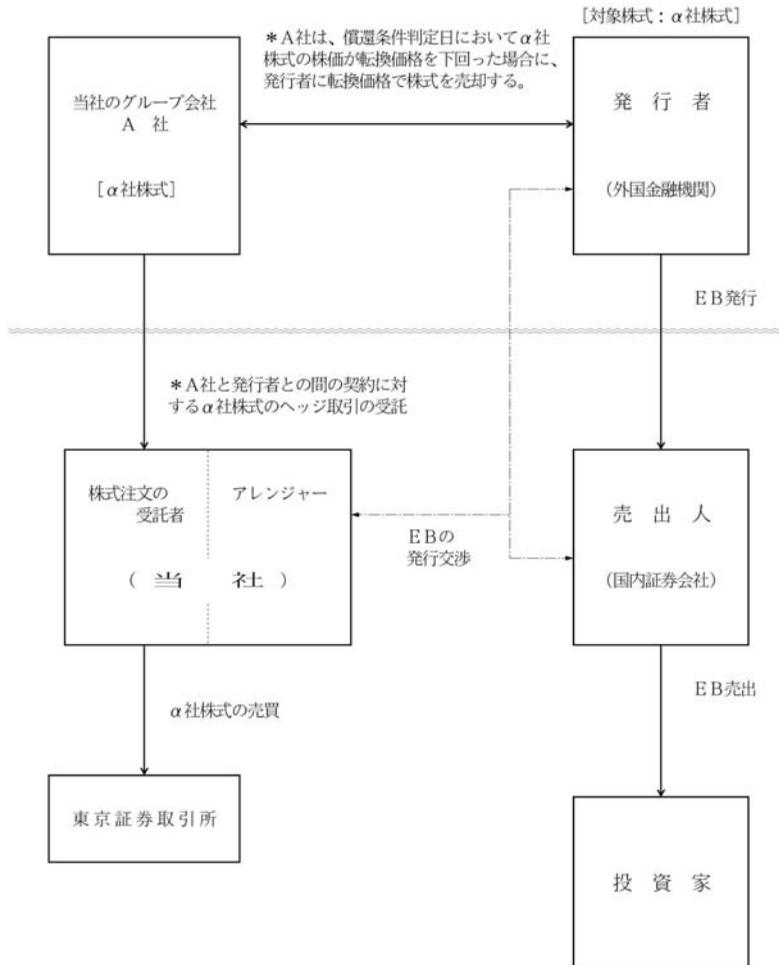
結局、某国企業の手形が無価値となったため、損失を期越えさせるため、X社は顧客との間で、A債(額面5.5億円)と引き換えることを条件にA債と同じ無価値となった手形を原資産として組成した期間2年のB債(額面5.5億円)を発行する。

Y社は、の延長のための為替費用及びで発生した費用(計約99万ドル)を立て替える。

Y社はC債(額面6億円)を発行し、C債を当社を通じて顧客に実質価格より高い価格で販売し、で立て替えた費用に加え手数料を回収(120万ドル)。

・ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・アジア・プライベート・  
 リミテッドに係る勧告資料（勧告事案の概要一覧表 一連番号17）

1. 本件EBの仕組み



## 2 . 本件 E B の概要

対象株式： 社株式

発 行 者：海外の金融機関

売 出 人：国内準大手証券会社

発 行 額：約60億円

額面金額：797千円

転換価格：797円

発 行 日：平成12年 7 月27日

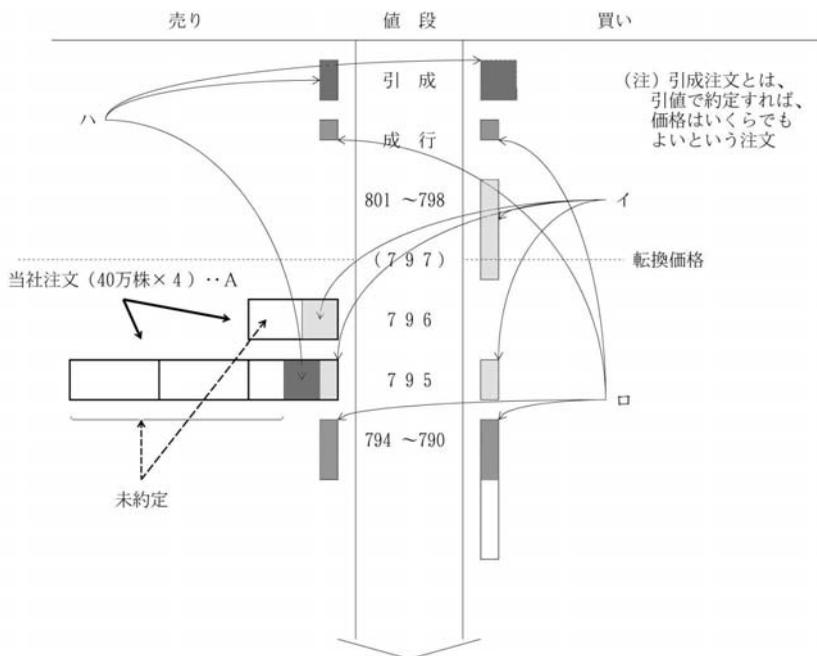
償 還 日：平成13年 1 月26日

ク ー ポ ン：年率 5 %

償還条件判定日：平成13年 1 月16日

判定に使用する株価:償還条件判定日の東証終値

### 3 . 作為的相場の形成状況（概略）



#### 【取引経過】

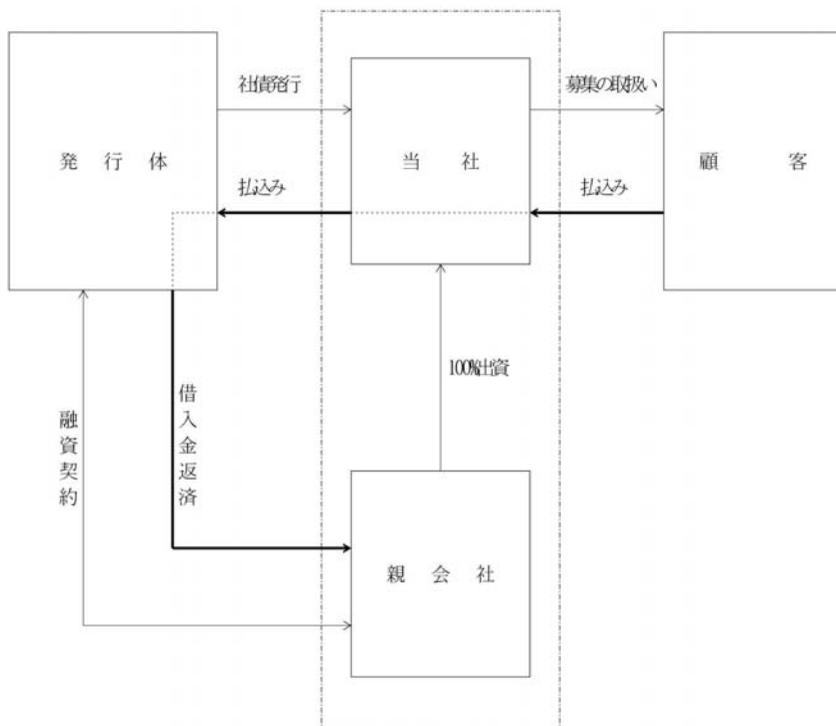
当該銘柄が14:58に800円で約定した後、当社は、転換価格未満となる4円低い796円40万株の売付注文を発注し、更に795円40万株の売付注文を3回発注した（合計160万株。上記A）。

この間、市場では、の当社の売付注文Aの一部により795円まで徐々に約定値段が下がり（上記イ）、更に794円以下の約定が成立し（上記ク）、当該の注文Aの残（約150万株）が全て消化されない限り797円以上の終値にならない状況となり、大引けを迎えた。

この結果、当日は795円で引けた（上記ハ）。なお、当社の売付注文の大半は未約定となった。

・農中証券に係る勧告資料（勧告事案の概要一覧表 一連番号21）

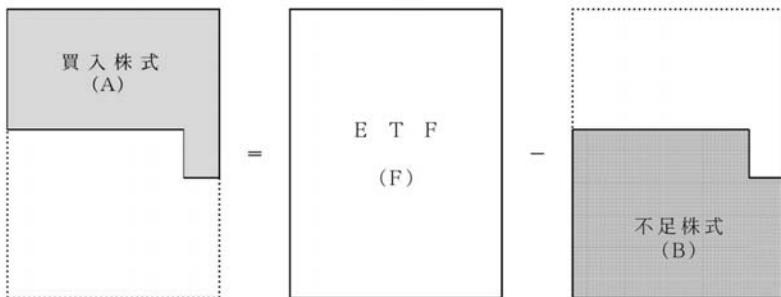
取引関係者（概念図）



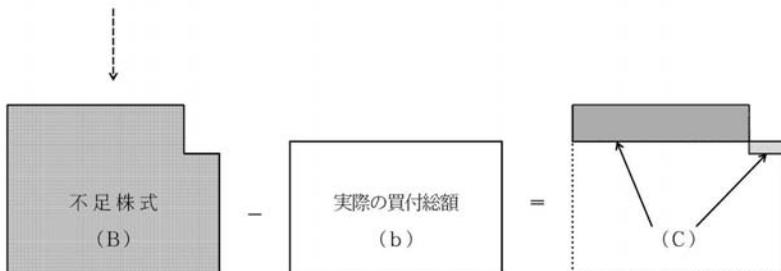
・日興ソロモン・スミス・バーニー・リミテッドに係る勧告資料  
 (勧告事案の概要一覧表 一連番号19)

1. 本件ETFの総額と買入株式に係る支払金額との関係

「買入株式」に係る支払金額(A) = ETFの総額(F) - 「不足株式」の総額(B)



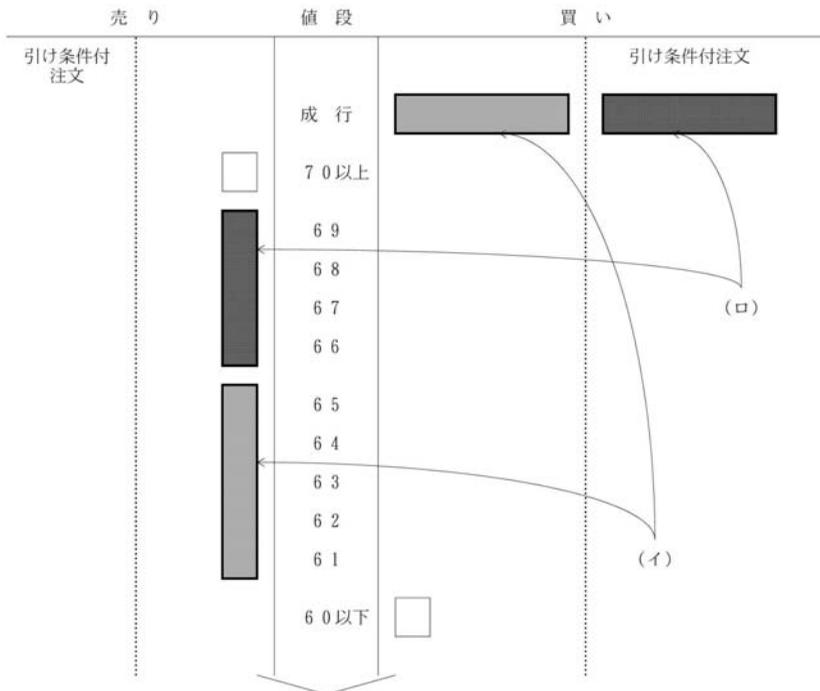
- ① 当該不足株式(B)については、全銘柄を複数のグループに分け、それぞれのグループごとの特定の日における東証の各銘柄の終値により、その総額を計算する旨、定められていた。
- ② この場合、(B)が実際の不足株式に係る買付総額(b)より大きければ当社にとって利益となる。



終値で算出した総額(B) - 実際の買付総額(b) = 当社の損益(C)

## 2. 作為的相場の形成状況（事例）

### (1)の銘柄について



(注)「引け条件付注文」とは、大引け時のみ有効となる注文である。

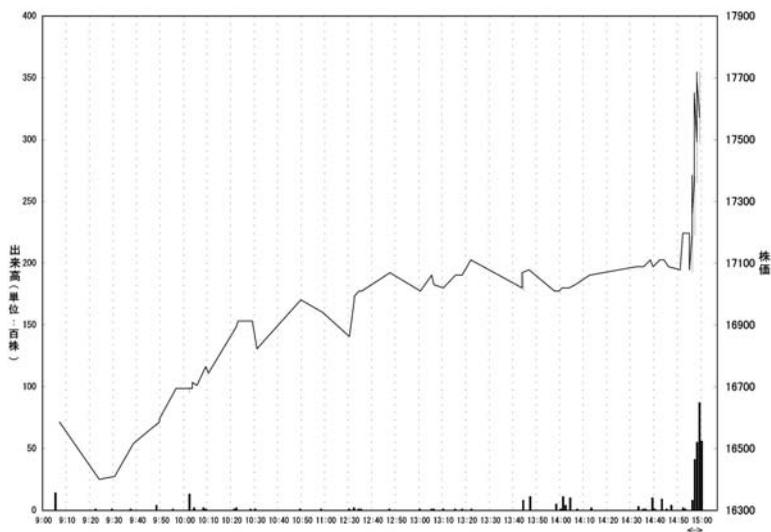
#### 【取引経過】

当該銘柄が14：59に60円で約定した後、大引け前の1分間に、平均出来高比約224%の数量の成行及び引け条件付成行の買付注文を発注した。

(イ)の成行注文により、ザラバ中に株価が65円まで上昇し、大引けを迎えた。

大引けで、当該引け条件付成行の買付注文(ロ)と69円までの売付注文が対当し、69円で引けた(引け1分間で株価が15%上昇)。なお、14:59以降の当支店の関与率は100%であり、翌日の始値は62円に下落している。

## (2)の銘柄について



### 【取引経過】

当該マネージングディレクターの部下が、海外関係会社の口座を使用して、14:56頃から大引けにかけて約30秒間隔で7回にわたり各500株の成行の買付注文を東証へ発注し、当該成行注文は、その都度、全て約定した。

当該マネージングディレクター自身も、東証で、当該成行注文に並行して、14:57頃から14:59頃にかけて、大証の直近の約定値に1%を上乗せした価格で1千~2万株のまとまった数量の指値買付注文を8回にわたり連続して発注し約定させた。

更に、大引け間際には、大証の直近の約定値の上乗せ率を2%、3%と引き上げた価格で指値買付注文を2回発注し終値を引き上げた。その結果、東証の終値は、14:56から大引けにかけて、17,190円から17,570円まで上昇した。

当該マネージングディレクターは、当該銘柄の必要買付株数全量を買付けよう別のトレーダーに指示していたにもかかわらず、当該トレーダーと、及びの買付けについて打ち合わせることなく買付けを行った。

すなわち、超過買付け(いわゆるオーバーヘッジ)の発生を前提とした買付けとなっており、また実際に当該銘柄は超過買付けとなり、及びで買付けた株数の半分近くを翌日売却した。

・東海東京証券及びリテラ・クレア証券に係る勧告資料

( 勧告事案の概要一覧表 一連番号27・28 )

1. 補足説明

・今回勧告を行った事案は、証券会社の自己売買担当者が、他の市場参加者の注文を誘うことにより自己の売買を有利にすることを意図して行った、約定させる意思のない一連の発注(いわゆる「見せ玉」)について、実勢を反映しない作為的相場形成の法令違反にあたりと判断したものであるが、その主要な売買パターンは概ね以下のとおり。

(1) ザラ場における買付注文の「見せ玉」(参考図「2. 作為的相場の形成状況」)

特定銘柄の自己ポジションがない状態から、当該銘柄の一定数量の株式をザラ場中に買い付ける(図1)。

の買付注文が約定後、「買い板」を厚く見せかけて他の市場参加者からの買付注文を誘引し、株価を引き上げる目的で、その時点での最も高い買い指値(ベストビット)より下の指値で、売却予定株数の数倍の数量の約定させる意図のない買付注文を複数回に分けて発注する(「見せ玉」)(図2)。

の発注により他の市場参加者からの「見せ玉」より高い指値の買付注文が入ってきたところで、の取得価格より高い価格の指値で売付注文を発注し、約定させる(図3)。

の直後に「見せ玉」を全て取り消す(図4)。

(2) ザラ場における売付注文の「見せ玉」

特定銘柄の自己ポジションがない状態から、当該銘柄の一定数

量の株式をザラ場中に信用で売り付ける。

の信用売付注文が約定後、「売り板」を厚く見せかけて他の市場参加者からの売付注文を誘引し、株価を引き下げる目的で、その時点での最も低い売り指値(ベストオファー)より上の指値で、買付予定株数の数倍の数量の約定させる意図のない売付注文を複数回に分けて発注する(「見せ玉」)。

の発注により他の市場参加者からの「見せ玉」より低い指値の売付注文が入ってきたところで、の売付価格より低い価格の指値で買付注文を発注し、約定させる。

の直後に「見せ玉」を全て取り消す。

- (3) 引け間際における不成り買付注文(引けまでに約定しなければ引け成行き注文となる条件を付した指値の買付注文)の「見せ玉」

概ね引けの5分から15分前に、特定銘柄の自己ポジションがない状態から、当該銘柄の一定数量の株式を買い付ける。

の買付注文が約定後、「引けの成行き買い板」を厚くして引け値が高くなると見せかけて他の市場参加者からの買付注文を誘引し、株価を引き上げる目的で、売却予定数量の数倍の数量の約定させる意図のない不成り買付注文を複数回に分けて発注する(「見せ玉」)。

の発注により他の市場参加者からの「見せ玉」より高い指値の買付注文が入ってきたところで、の取得価格より高い価格の指値で売付注文を発注し、約定させる。

の直後に「見せ玉」を全て取り消す。

- (4) 同一銘柄において上記(1)と(2)を繰り返し行う手法  
特定の銘柄について、上記(1)の見せ玉の発注と上記(2)の見せ玉の

発注を連続して交互に繰り返す。

・今回勧告を行った事案は、行為者自身が他の市場参加者の注文を誘うことにより自己の売買を有利にすることを意図して発注した約定させる意思のない「見せ玉」であったことを認めているが、以下のような外形的・客観的状况からも「見せ玉」であることが認定できる。

自己の売付（買付）注文が約定した直後に、買付（売付）注文を全て取り消している。

指値の価格帯や発注の数量等が、買い板（売り板）を厚く見せかけ、他の市場参加者からの買付注文（売付注文）を誘引する効果を有するものとなっている。

上記行為を反復継続して行っている。

行為者の通常のディーリングの規模からして、過大な量の発注をしている。

オーバーナイトで玉を持たない日計り商いをしている行為者が、上記（③）の不成り買付注文を行っている。

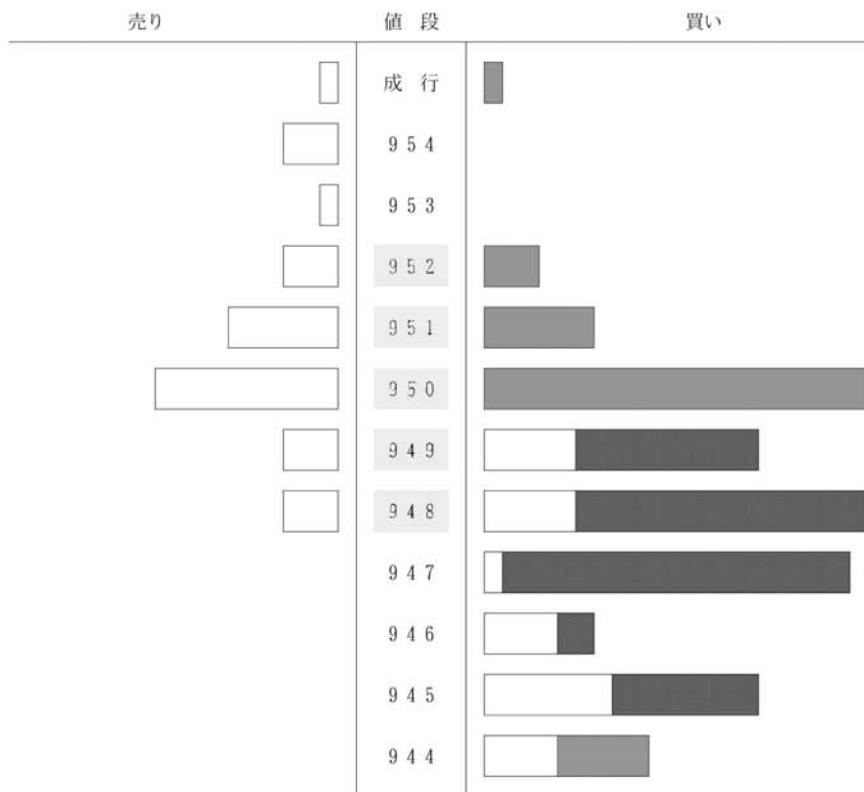
## 2. 作為的相場の形成状況（平成14年9月25日の東京証券取引所のA銘柄）

<図1-10時7分59秒の板状況>

売り	値段	買い
	成行	
	954	
	953	
	952	
	951	
	950	
	949	
	948	
	947	
	946	
	945	
	944	

\* 当社は、10時6分56秒に950円で20千株を買い付けている。

<図2-10時8分0秒から10時10分59秒までの板状況(約定分を含む)>



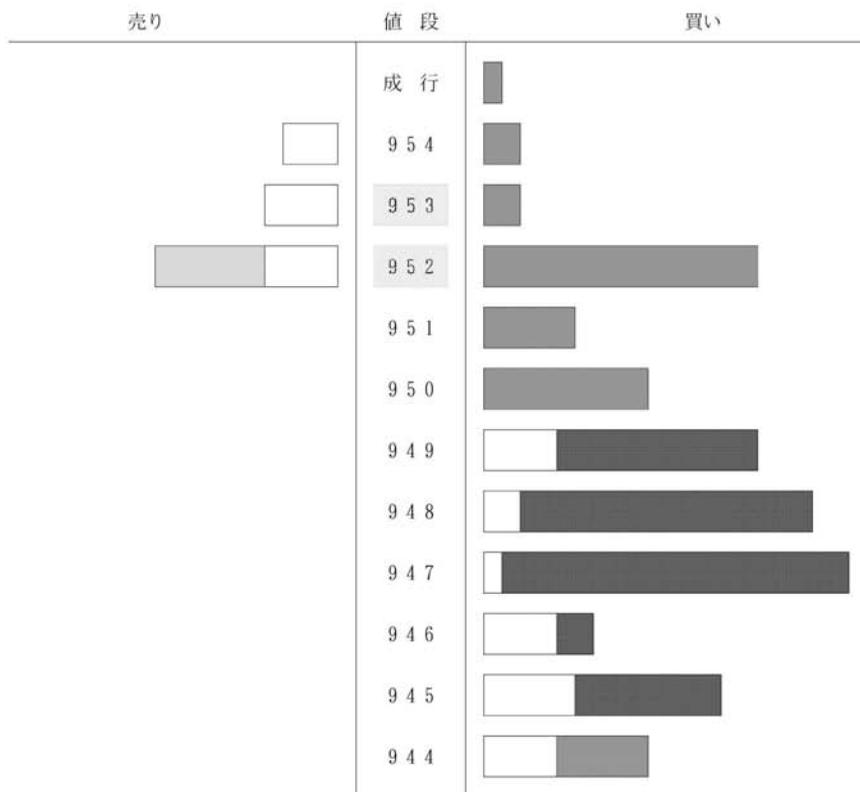
 当社の「見せ玉」

\* 当社は、8分1秒に946円で5千株、8分19秒に947円で10千株、8分51秒に945円で20千株、9分14秒に948円で40千株、10分31秒に947円で40千株、10分45秒に949円で25千株、合計140千株の「見せ玉」の買付注文を発注している。

 当社の「見せ玉」の発注以降に出された他の取引参加者からの買い注文

\* 他の取引参加者から、合計139千株の買付注文が発注された。

<図3 - 10時11分0秒から10時11分59秒の板状況（約定分を含む）>



当社の「見せ玉」

「見せ玉」の発注後、当社が売り付けを行い約定した注文

\* 当社は、10時11分10秒から46秒にかけて、10時6分に950円で買い付けた20千株を952円で売り付けている。

当社の「見せ玉」の発注以降に出された他の取引参加者からの買い注文

<図4-10時12分59秒の板状況「『見せ玉』取消し」>

売り	値段	買い
	成行	
	954	
	953	
	952	
	951	
	950	
	949	
	948	
	947	
	946	
	945	
	944	

\* 当社は、10時12分0秒に「見せ玉」を全て取り消している。

・クレディ アグリコル インドスエズ セキュリティズ(ジャパン)  
リミテッド に係る勧告資料(勧告事案の概要一覧表 一連番号29)

補足説明

本件事案においては、以下のように、顧客との今後の取引の継続のために、既に発生していた顧客の責に帰すべき事由により生じた株式の委託売付注文の受渡未済費用に係る多額の債権を、取引当初に遡って放棄することが決定されていることなどの事実が認められた。

1. 顧客が売付けした株式について、当支店と顧客との間で決済期日までに受渡しが行われない場合(いわゆるフェイル)、当支店は株式を借り入れて取引所との受渡しを行っているが、顧客の責に帰すべき事由により生じた借株に係る受渡未済費用(いわゆるフェイルコスト)は、顧客との取引開始時に顧客が補償する義務を負う旨の契約を他の顧客と同様に当該顧客との間で締結していた。
2. 当該顧客との取引において、平成13年1月以降、フェイルコストが継続的に発生し、当支店は当該顧客にこれを請求していたが、支払いが実行されておらず、当支店には当該顧客に代わって支払ったフェイルコストに係る債権が累積していた(約150万円)。
3. こうした中、平成14年3月、当該顧客の数十億円規模の売付注文がフェイルとなり、フェイルコスト約270万円が発生したため、当該顧客に当該フェイルコストに係る債権を請求したが、「フェイルコストを負担することとなるのであれば、当支店との取引を止める」旨の申出を受けたこと等から、当支店の海外グループ内で検討を行い、当該

顧客との取引の継続を図るために、当該債権及び累積していた債権を取引当初に遡って放棄すること等を顧客に申し入れた。

- 4．なお、当該顧客の売付注文で生じた上記3のフェイルコストに係る債権約270万円は、当該取引で当支店が受け取る手数料15万円を大きく超過するものであるほか、最初にフェイルが発生した平成13年1月の取引以降当該取引までの14か月間のフェイルが発生した取引の状況をみても、発生したフェイル53件中当支店が受け取る手数料を超えてフェイルコストが発生したものが37件にも及んでいる。

- ・しんきん証券に係る勧告資料（勧告事案の概要一覧表 一連番号30）

## 補足説明

### (1) 顧客の月次の財務状況の資料の受領

しんきん証券代表取締役社長Aは、平成13年6月、顧客の財務の状況に応じた商品提供を行うために、Aが以前に在籍していた親法人から顧客甲ら（法人顧客326顧客）の月次の財務の状況を記載した資料（預金、貸出金、期中損益の他、有価証券の種別ごとの残高等が記載されたもの）を受領するよう社内の会議において指示を行い、これにより同社は、同年7月以降の毎月、甲らの同意を得ないまま、これを親法人から受領していた。

こうして同社が親法人から受領していた情報は、同社において、同社で策定した債券の勧誘基準の該当性の判定資料や同社の営業戦略策定のための基礎資料等として利用されていた。

なお、Aらは、甲らの財務状況を記載した資料が親子法人間で授受が禁止されている非公開情報に当たる可能性があるとして認識していた。

### (2) 顧客の有価証券の注文内容に係る情報の提供

同社常務取締役B及び部長Cは、以前から仕組債等複雑な商品の顧客乙への勧誘を慎重にするよう親法人から要望を受けていたため、顧客乙から特定の仕組債の買付けの申込みを受けた際に、約

定の前にその注文内容を親法人に連絡しておくべきと判断し、平成15年5月、乙から同意を得ないまま、乙から買付けの申込みを受けた仕組債の内容（当該債券の発行条件等が記載されたもの）をファックスにより親法人に提供した。

なお、B及びCは、当該ファックスに記載された内容が非公開情報に当たる可能性があるとして認識していた。

## 2 - 4 建議実施状況

### 1 建議実施件数一覧表

(単位：件)

区 分	4～8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	合 計
検 査 結 果 に 基 づ く 建 議	0	0	0	1	0	0	2	3
犯則事件調査の結果 に 基 づ く 建 議	1	1	0	1	0	0	0	3

### 2 建議事案の概要一覧表

(15年7月末現在)

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措置の状況
6 .6 .14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	日本証券業協会 は、登録審査に関し、 証券会社と公認会 計士等との十分な連 携、 審査項目の見 直し、 申請会員と 協会の連携等の改善 策を講じている。
9 .12 .24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措置の状況
11 .12 21	<p>日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。</p>	<p>大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。</p>
12 .3 24	<p>証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。</p>	<p>金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措置の状況
15 .4 22	<p>証券会社の検査を行った結果、発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、対象株券の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議した。</p>	<p>金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。</p>
15 .6 30	<p>証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成なる顧客の注文を継続的に受託している行為、証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすましている疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講じるよう建議した。</p>	<p>金融庁において、行為規制府令及び事務ガイドラインの一部改正に向けて所要の手続きを行っているところ。</p>

- ・証券会社の営業姿勢についての建議に係る資料（15 4 22建議）

## 補足説明

### 1．建議の趣旨

短期的な市場要因の大幅な変化により、顧客に不利な条件で発行されることとなる社債の募集の取扱いや売出し等について、これを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を、金融庁長官に建議する。

### 2．証券会社の検査で認められた状況

個人投資家向けに社債の募集や売出しを行う場合、募集等の期間が機関投資家向けの場合に比べて長く設定される傾向にあるが、証券会社の検査において、短期的な市場要因の変化により社債の発行条件や売出条件が顧客に不利となる中で、発行条件等の見直しや起債の延期を十分検討することなく、また、そうした市場要因の変化についての情報を顧客に対し提供することなく、個人投資家に社債の勧誘が行われている状況が認められた。

#### (1) A債（普通社債）の募集の取扱いについて

- ・証券会社は、平成12年に個人向けにA債の募集の取扱いを行った。
- ・A債は3.25%のクーポンで募集販売が行われたが、募集期間中及びその直前に、A債の発行体の既発債の流通利回りが著しく上昇している状況が認められた。
- ・既発債の流通利回りの上昇は、発行体の信用リスクが高まっていることを示すものであるとともに、既発債の取得と比して新発債取得の投資効果が低いものであることを示すものである。

- ・証券会社に対しては、こうした募集の取扱いについて、営業姿勢上の問題を指摘している。
- (2) B債（他社株券償還特約付社債券（EB））の売出しについて
- ・証券会社は、平成11年に個人向けにB債の売出しを行った。B債の売出しの概要は以下のとおり。
    - 基礎価格（権利行使価格） 245万円
    - 売出価格 245万円
    - 償還期限 4か月
    - クーポン 年率13%（1券面あたり108,820円）
    - 償還条件 評価日における対象株券の株価が245万円以上であれば現金で償還、245万円未満であれば株券で償還。
  - ・一般に、発行条件決定時以降、EBの対象株券の株価が下落すると、当該EBに内包された対象株券のプットオプションの理論価格が増大することとなるため、プットオプションを一定額（クーポン）で売る立場にいるEBの顧客は、発行条件決定時に比べて不利な状況となる。
  - ・B債について、発行決定時以降売出し期間中において、対象株券の株価が著しく下落し、これに伴って対象株券のプットオプションの理論価格が著しく上昇している状況が認められた。
  - ・証券会社に対しては、このような売出しのうち、株価が終日にわたって著しく下落している日における勧誘について、誤解を生ぜしめるべき表示の法令違反にあたるとの指摘をしている。

### 3. 有価証券の募集の取扱いや売出しを行う場合のルールを整備

今後、上記2のような状況が発生することを防ぐために、個人投資家向けに募集、売出しを行う際に、市場要因の変化により有価証券の取得が顧客に不利な状況となっていることについて証券会社に説明さ

せるなどのルール整備を図る必要がある。

- ・インターネット取引を取り扱う証券会社の法令遵守のための内部管理についての建議に係る資料（15.6.30建議）

## 補足説明

最近終了したインターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において認められた行為等の詳細は、以下のとおり。

証券会社が顧客からインターネットを通じて受託した特定銘柄の注文について、数日間にわたって多数回の直近約定値を上回る高指値による買い上がり買い付け、顧客自身の対当売買などの取引が繰り返し行なわれており、当該銘柄における当該顧客の市場関与率も高くなっていたが、当該証券会社は、このような取引について、価格形成上問題のある取引として社内のシステムで抽出していたものの、その後には十分な売買審査を行っていなかったことから、当該顧客に対して注意喚起や一時的な取引停止などの適切な対応を取っていなかった。

その他の証券会社においても、売買審査の体制について、価格形成上問題のある取引の抽出基準の整備が不十分なものとなっている状況や、注意喚起や一時的な取引停止等の具体的な基準が未整備となっている状況等が認められている。

個人投資家による売買単位の50倍以内である信用取引による売付注文は、空売りの価格規制の適用除外となっているが、個人顧客が当該規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用取引による売付注文について、これを複数の証券会社が受託、執行していた。

これらの証券会社では、そのような法令違反となる信用取引による売付注文がないかについて事後的なチェックを全く行っておらず、顧客に対して注意喚起などの適切な対応を取っていなかった。

証券会社は、携帯電話番号等による顧客口座の名寄せ調査を行った結果、携帯電話番号等が同一でありながら姓や住所が異なる複数のインターネット取引専用口座を把握していたが、その顧客口座からの株式の委託注文の受託に際し、当該注文の発注者が取引の名義人になりすましている疑いがあるにもかかわらず、本人確認を行わないまま、当該注文を受託、執行していた（本年3月28日、本人確認法違反で勧告）。

その他の証券会社においても、同様の名寄せ調査を行い、問題と思われる口座を把握していながら、当該口座についての確認を十分行っていない状況が認められている。

## 2 - 5 取引審査実施状況

(単位：件)

区 分	9年7月 ～ 10年6月	10年7月 ～ 11年6月	11年7月 ～ 12年6月	12年7月 ～ 13年6月	13年7月 ～ 14年6月	14年7月 ～ 15年6月
価格形成に関するもの	124	104	78	62	112	147
内部者取引に関するもの	59	165	236	190	249	495
そ の 他	20	6	12	13	31	42
合 計	203	275	326	265	392	684
委 員 会	112	171	227	144	270	429
財 務 局 等	81	104	99	121	122	255

### 3 自主規制機関の組織・事務概要及び活動実績

#### 3 - 1 日本証券業協会の組織及び業務

##### (1) 組織

日本証券業協会は、有価証券の公正な売買取引と投資者の保護に資する目的で、証券会社及び外国証券会社並びに登録金融機関(平成6年4月1日特別会員として加入)により組織され、証取法の規定に基づいてその設立につき内閣総理大臣の認可を受けた法人である。

(参考) 証券業協会の自主規制機関としての性格をより明確にし、その機能の強化を図る観点から、公正確保法において証取法が改正され(平成4年7月20日施行)、これを受けて、日本証券業協会は、従来の民法上の社団法人から証取法上の法人に改組されるとともに、外務員の登録事務を大蔵大臣(現在は金融庁長官)から委任される等の措置が講じられた。

また、登録金融機関についても自主規制体制を整備するための法改正が行われたことに対応して、日本証券業協会において特別会員加入に伴う定款の一部改正等の体制整備が行われ、平成15年5月30日現在、証券業務の登録を受けた金融機関221機関が特別会員として加入している。

運営機構は、定款の改正等の決議を行う最高意思決定機関である会員総会、重要事項を議決する理事会、理事会の諮問に応じ意見を述べる各種委員会を中心に構成される(3 - 3参照)。

(2) 業務

主な業務は、以下のとおりである。

自主規制ルールの制定、実施

協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分、定款・諸規則  
又は取引の信義則の遵守状況の調査

店頭売買有価証券市場の開設、株式及び公社債店頭市場の管  
理

証券取引の苦情相談

証券従業員の教育研修及び資格試験の実施

協会員の所属外務員に係る登録に関する事務

## 3 - 2 日本証券業協会の活動状況

### 1 監査の実施状況

#### (1) 会員

(単位：社)

区 分	10年4月 ～ 11年3月	11年4月 ～ 12年3月	12年4月 ～ 13年3月	13年4月 ～ 14年3月	14年4月 ～ 15年3月
国内証券会社	72	63	70	89	88
外国証券会社	13	17	20	14	21
合 計	85	80	90	103	109

#### (2) 特別会員

(単位：機関)

区 分	10年4月 ～ 11年3月	11年4月 ～ 12年3月	12年4月 ～ 13年3月	13年4月 ～ 14年3月	14年4月 ～ 15年3月
都市銀行等	12	13	9	7	11
地方銀行	21	22	21	20	22
第二地銀協地銀	21	20	17	17	18
信用金庫等	15	14	10	13	12
生命保険会社	5	6	5	5	5
損害保険会社	7	7	6	5	4
そ の 他	2	4	3	3	3
合 計	83	86	71	70	75

(注)「都市銀行等」とは都市銀行、長期信用銀行、信託銀行及び政府系・系統金融機関、「信用金庫等」とは信用金庫及び信金中央金庫、「その他」とは短資会社、外国銀行及び証券金融会社等である。

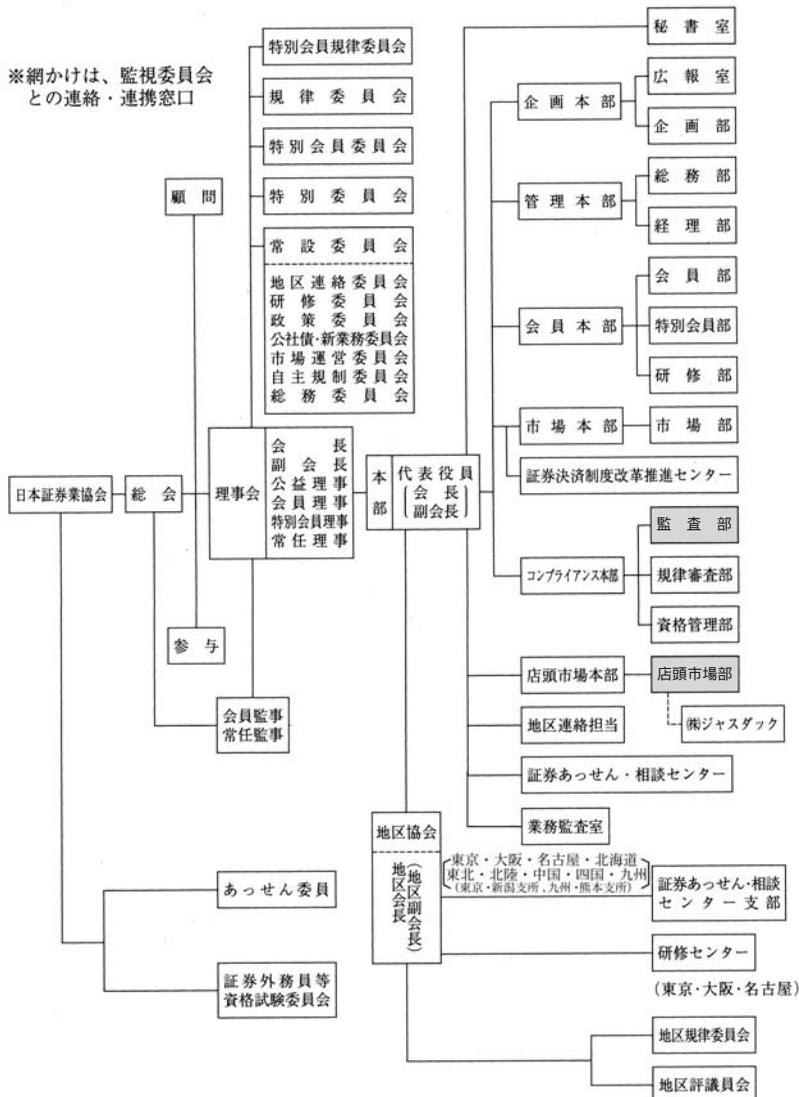
## 2 売買審査の実施状況

(単位：銘柄)

区 分	10年4月 ～ 11年3月	11年4月 ～ 12年3月	12年4月 ～ 13年3月	13年4月 ～ 14年3月	14年4月 ～ 15年3月
	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄
	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄
価格形成に関するもの	1,332	3,480	2,608	2,627	2,603
	12	17	18	3	1
内部者取引に関するもの	1,920	1,828	1,886	2,132	3,134
	28	29	25	20	30
その他の観点	30	19	19	12	7
	30	19	19	12	7
合 計	3,282	5,327	4,513	4,771	5,744
	70	65	62	35	38

(注)「調査銘柄」とは、一定の調査基準に該当し抽出した銘柄をいい、「審査銘柄」とは、調査銘柄のうち、さらに詳細な審査を要した銘柄をいう。

### 3 - 3 日本証券業協会機構図



### 3 - 4 証券取引所の組織及び業務

#### (1) 組織

証券取引所（東京、大阪、名古屋、福岡及び札幌の5証券取引所）は、証取法に基づき、有価証券の売買等を公正・円滑に行うために必要な市場を開設することを目的として設立された株式会社あるいは会員制の法人である。

現在、東京、大阪、名古屋の3取引所が株式会社に組織を変更している。

運営機構は、株式会社の証券取引所にあつては、定款の改正等の決議を行う最高意思決定機関としての株主総会、重要事項を決議する取締役会、取締役会の諮問に応じ又は取締役会に対して意見を述べることができる各委員会により構成されている。

また、会員制の証券取引所にあつては、定款の改正等の決議を行う最高意思決定機関である会員総会、重要事項を決議する理事会、理事長の諮問に応じ又は理事長に対して意見を述べることができる委員会を中心に構成されている（3 - 6、3 - 7参照）。

#### (2) 業務

主な業務は、以下のとおりである。

自主規制ルールの制定、実施

会員等の法令、法令に基づく行政官庁の処分、定款・諸規則  
又は取引の信義則の遵守状況の調査

取引所有価証券市場の運営

上場有価証券等の売買等の監理及び決済の管理  
取引所有価証券市場における総売買高等の通知及び公表  
有価証券の上場審査及び上場有価証券の管理、企業内容の開  
示  
有価証券市場に関する調査及び諸統計資料の作成

### 3 - 5 証券取引所の活動状況

#### 1 検査（考査）の実施状況

（東京証券取引所）

（単位：社）

区 分		10年4月 ～ 11年3月	11年4月 ～ 12年3月	12年4月 ～ 13年3月	13年4月 ～ 14年3月	14年4月 ～ 15年3月
総 合 取 引 参 加 者	国内証券会社	25	28	35	41	36
	外国証券会社	7	7	10	9	8
国債先物等取引参加者		0	0	0	0	0
合 計		32	35	45	50	44

（注）上記の計数は終了件数。

（大阪証券取引所）

（単位：社）

区 分		10年4月 ～ 11年3月	11年4月 ～ 12年3月	12年4月 ～ 13年3月	13年4月 ～ 14年3月	14年4月 ～ 15年3月
国内証券会社		17	14	15	11	16
外国証券会社		-	-	-	-	1
合 計		17	14	15	11	17

（注）上記の計数は終了件数。

## 2 売買審査の実施状況

(東京証券取引所)

(単位：銘柄、件数)

区 分	10年4月 ～ 11年3月	11年4月 ～ 12年3月	12年4月 ～ 13年3月	13年4月 ～ 14年3月	14年4月 ～ 15年3月
	調査銘柄	調査件数	調査件数	調査件数	調査件数
	審査銘柄	審査件数	審査件数	審査件数	審査件数
価格形成に関するもの	1,086	914	862	1,250	1,496
	765	126	116	86	70
内部者取引に関するもの	3,132	3,104	3,788	4,941	5,058
	233	286	299	246	183
その他の観点	36	92	29	40	68
	27	13	5	5	12
合 計	4,254	4,110	4,679	6,231	6,622
	1,025	425	420	337	265

(注)「11年4月～12年3月」期より、集計方法を銘柄数から件数に変更している。

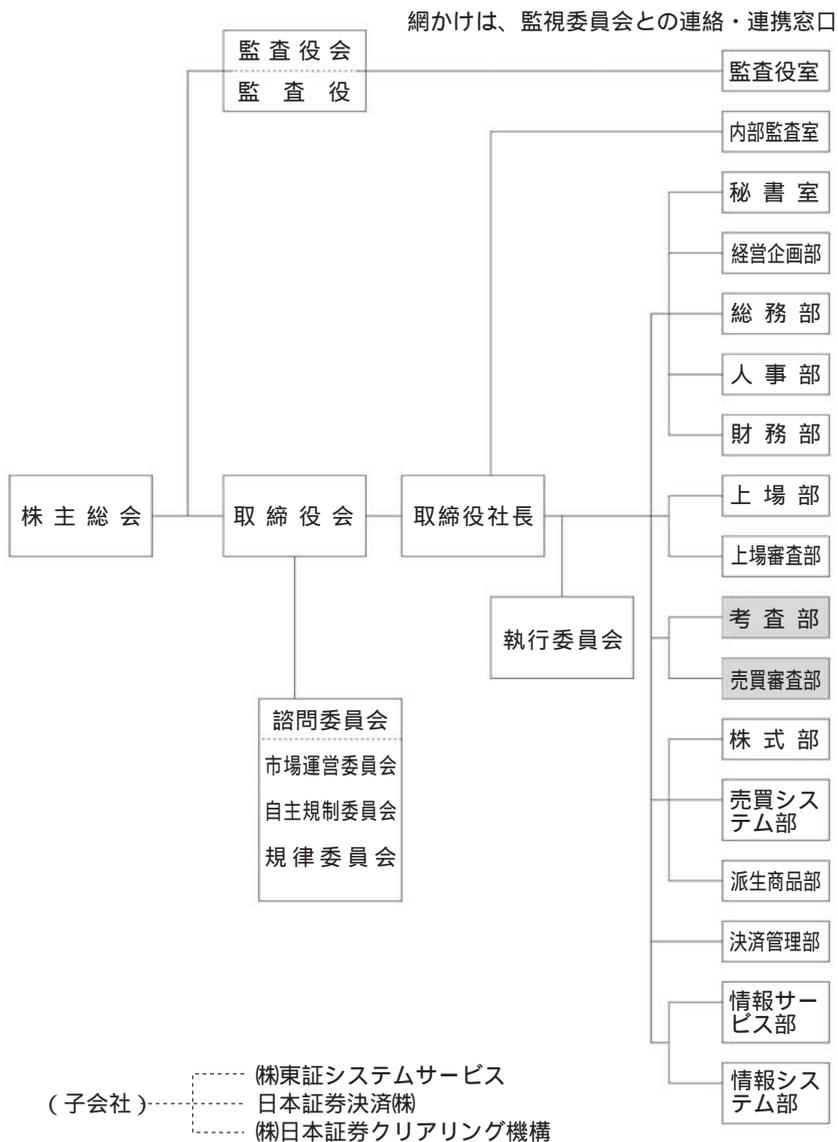
(大阪証券取引所)

(単位：銘柄)

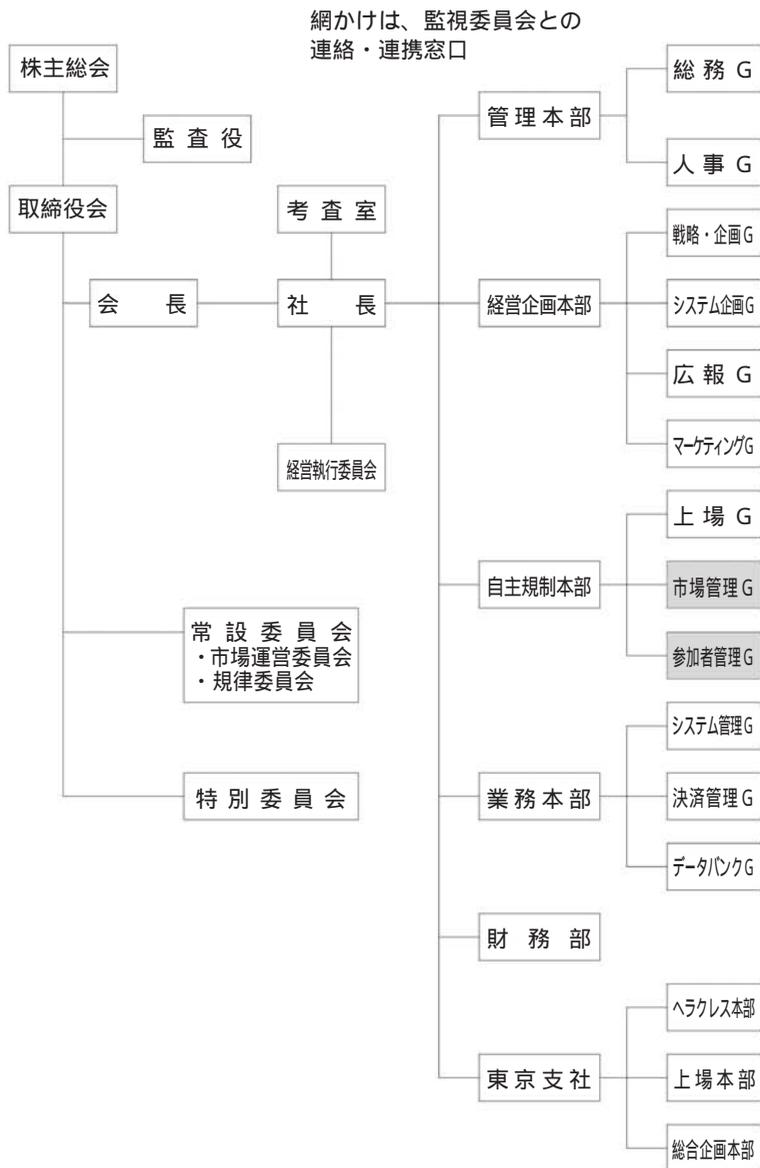
区 分	10年4月 ～ 11年3月	11年4月 ～ 12年3月	12年4月 ～ 13年3月	13年4月 ～ 14年3月	14年4月 ～ 15年3月
	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄
	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄
価格形成に関するもの	141	1,092	1,119	874	896
	4	4	8	6	13
内部者取引に関するもの	1,471	1,560	1,342	1,213	1,796
	7	3	5	8	14
その他の観点	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
合 計	1,612	2,652	2,461	2,087	2,692
	11	7	13	14	27

(注)「調査銘柄」とは、一定の調査基準に該当し抽出した銘柄をいい、「審査銘柄」とは、調査銘柄のうち、さらに詳細な審査を要した銘柄をいう。

### 3 - 6 東京証券取引所機構図



### 3 - 7 大阪証券取引所機構図



### 3 - 8 金融先物取引業協会の組織及び業務

#### (1) 組織

金融先物取引業協会は、金融先物取引業の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、委託者の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業者により、平成元年 8 月に設立された法人である。

(参考) 自主規制機関の機能強化を図る観点から、公正確保法において金先法が改正され(平成 4 年 7 月 20 日施行)、会員の金先法令等の遵守状況の調査や会員の金先法令等の違反に対する処分の業務が規定されるなど、自主規制機関としての位置付けの明確化が図られた。

運営機構は、最高意思決定機関である会員総会、重要事項を決定する理事会を中心に構成される(3 - 10 参照)。

#### (2) 業務

主な業務は、以下のとおりである。

法令等を遵守させるための指導、勧告

委託者の保護を図るための指導、勧告

会員の金先法、金先法に基づく命令等、定款その他の規則又は取引の信義則の遵守状況の調査

苦情の相談

### 3 - 9 金融先物取引業協会の活動状況

#### 監査実施状況

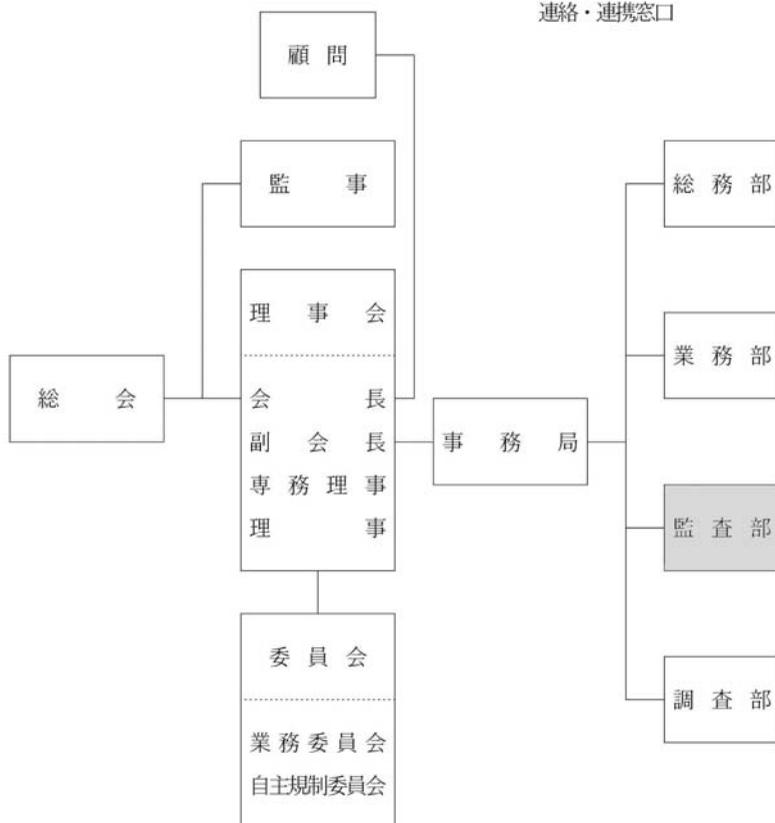
(単位：社)

区 分	10年4月 ~ 11年3月	11年4月 ~ 12年3月	12年4月 ~ 13年3月	13年4月 ~ 14年3月	14年4月 ~ 15年3月
銀 行	4	5	3	2	2
証 券 会 社	11	9	7	11	9
短 資 会 社 等	1	1	0	0	0
そ の 他	3	2	5	1	3
合 計	19	17	15	14	14

(注)「短資会社等」とは、短資会社及び外国為替仲介業者であり、「その他」とは、系統金融機関、先物専門会社及び信用金庫である。

### 3 - 10 金融先物取引業協会機構図

※網かけは、監視委員会との  
連絡・連携窓口



### 3 - 11 東京金融先物取引所の組織及び業務

#### (1) 組織

東京金融先物取引所は、金融先物取引を行うために必要な市場を開設することを目的として、平成元年4月、金先法に基づき設立された会員組織の法人である。

(参考) 自主規制機関の機能強化を図る観点から、公正確保法において金先法が改正され(平成4年7月20日施行)、会員に対する法令等の遵守状況の調査や法令等の違反に対する処分の業務が明確に規定されるなど、自主規制機関としての位置付けの明確化が図られた。

運営機構は、最高意思決定機関である会員総会、重要事項を決定する理事会、理事長の諮問機関としての常設委員会を中心に構成される(3 - 13参照)。

#### (2) 業務

主な業務は、以下のとおりである。

自主規制ルールの制定、実施

会員の金先法令、金先法令に基づく命令等、定款その他の規則又は取引の信義則の遵守状況の調査

市場における金融先物取引の成立

市場において成立した金融先物取引の清算

### 3 - 12 東京金融先物取引所の活動状況

#### 考査実施状況

(単位：社)

区 分	10年4月 ～ 11年3月	11年4月 ～ 12年3月	12年4月 ～ 13年3月	13年4月 ～ 14年3月	14年4月 ～ 15年3月
銀 行	11	8	9	4	5
証 券 会 社	5	5	7	10	5
短 資 会 社 等	1	2	0	0	0
そ の 他	0	1	0	0	0
合 計	17	16	16	14	10

(注)「その他」とは、系統金融機関、先物専門会社及び信用金庫である。

### 3 - 13 東京金融先物取引所機構図

※網かけは、監視委員会  
との連絡・連携窓口

